

令和6年第4回（12月）三郷町議会
定例会・会議録（第1号）

招 集 年 月 日	令 和 6 年 1 2 月 6 日																						
招 集 場 所	三 郷 町 議 会 議 場																						
開 （開 議）	令 和 6 年 1 2 月 6 日 午前 9 時 3 0 分 宣 告 （ 第 1 日 目 ）																						
出 席 議 員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">1番 神 崎 静 代</td> <td style="width: 50%;">2番 吉 村 今 日 子</td> </tr> <tr> <td>3番 南 田 善 紀</td> <td>4番 先 山 哲 子</td> </tr> <tr> <td>6番 南 真 紀</td> <td>7番 高 田 好 子</td> </tr> <tr> <td>8番 奥 山 一 臣</td> <td>9番 木 口 屋 修 三</td> </tr> <tr> <td>10番 伊 藤 勇 二</td> <td>11番 澤 美 穂</td> </tr> <tr> <td>12番 辰 己 圭 一</td> <td></td> </tr> </table>	1番 神 崎 静 代	2番 吉 村 今 日 子	3番 南 田 善 紀	4番 先 山 哲 子	6番 南 真 紀	7番 高 田 好 子	8番 奥 山 一 臣	9番 木 口 屋 修 三	10番 伊 藤 勇 二	11番 澤 美 穂	12番 辰 己 圭 一											
1番 神 崎 静 代	2番 吉 村 今 日 子																						
3番 南 田 善 紀	4番 先 山 哲 子																						
6番 南 真 紀	7番 高 田 好 子																						
8番 奥 山 一 臣	9番 木 口 屋 修 三																						
10番 伊 藤 勇 二	11番 澤 美 穂																						
12番 辰 己 圭 一																							
欠 席 議 員	な し																						
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">町 長</td> <td style="width: 50%;">木 谷 慎 一 郎</td> </tr> <tr> <td>副 町 長</td> <td>池 田 朝 博</td> </tr> <tr> <td>教 育 長</td> <td>大 西 孝 浩</td> </tr> <tr> <td>総 務 部 長</td> <td>加 地 義 之</td> </tr> <tr> <td>住 民 福 祉 部 長</td> <td>辰 巳 政 行</td> </tr> <tr> <td>こども未来創造部長</td> <td>坂 田 達 也</td> </tr> <tr> <td>環 境 整 備 部 長</td> <td>安 井 規 雄</td> </tr> <tr> <td>教 育 部 長</td> <td>渡 瀬 充 規</td> </tr> <tr> <td>会 計 管 理 者</td> <td>平 川 貴 治</td> </tr> <tr> <td>総 務 課 長</td> <td>川 合 孝 悟</td> </tr> <tr> <td>企 画 財 政 課 長</td> <td>寺 林 秀 明</td> </tr> </table>	町 長	木 谷 慎 一 郎	副 町 長	池 田 朝 博	教 育 長	大 西 孝 浩	総 務 部 長	加 地 義 之	住 民 福 祉 部 長	辰 巳 政 行	こども未来創造部長	坂 田 達 也	環 境 整 備 部 長	安 井 規 雄	教 育 部 長	渡 瀬 充 規	会 計 管 理 者	平 川 貴 治	総 務 課 長	川 合 孝 悟	企 画 財 政 課 長	寺 林 秀 明
町 長	木 谷 慎 一 郎																						
副 町 長	池 田 朝 博																						
教 育 長	大 西 孝 浩																						
総 務 部 長	加 地 義 之																						
住 民 福 祉 部 長	辰 巳 政 行																						
こども未来創造部長	坂 田 達 也																						
環 境 整 備 部 長	安 井 規 雄																						
教 育 部 長	渡 瀬 充 規																						
会 計 管 理 者	平 川 貴 治																						
総 務 課 長	川 合 孝 悟																						
企 画 財 政 課 長	寺 林 秀 明																						

行政委員	選挙管理委員会委員長 田 淵 友 一 代表監査委員 瓜 生 英 明 農業委員会副会長 岡 田 哲 夫 固定資産評価審査委員会委員長 太 田 洋 士
本会議の職務のため出席した者の職氏名	議 会 事 務 局 長 ウェゼル 雅 子
町長提出議案の題目	議案第69号 令和6年度三郷町一般会計補正予算（第6号） 議案第70号 令和6年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） 議案第71号 令和6年度三郷町介護保険特別会計補正予算（第3号） 議案第72号 令和6年度三郷町下水道事業会計補正予算（第1号） 議案第73号 令和6年度三郷町水道事業会計補正予算（第1号） 議案第74号 奈良おもちゃ美術館の設置及び管理に関する条例の制定について 議案第75号 三郷町信貴の湯温泉観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について 議案第76号 三郷町水道事業給水条例の一部改正について 議案第77号 奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更について 議案第78号 奈良おもちゃ美術館の指定管理者の指定について 議案第79号 三郷駅前自転車等駐車場の指定管理者の指定について 議案第80号 財産の取得について 報告第14号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について 報告第15号 寄附の受け入れについて
議員提出議案の題目	発議第 3号 軽度中等度聴覚障がい児の補聴器購入制度の拡充を求める意見書
陳 情	陳情第 1号 臓器移植に関わる不正取引、非人道性が疑われる国への渡航移植等を防止するための法整備等を求める意見書等提出の陳情
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。
会議録署名議員の氏名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。 10番 伊 藤 勇 二 11番 澤 美 穂

令和 6 年 第 4 回 (1 2 月)

三 郷 町 議 会 定 例 会 議 事 日 程 (第 1 号)

令 和 6 年 1 2 月 6 日

午 前 9 時 3 0 分 開 議

日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 6 9 号 令和 6 年度三郷町一般会計補正予算 (第 6 号)
- 第 4 議案第 7 0 号 令和 6 年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 5 議案第 7 1 号 令和 6 年度三郷町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 6 議案第 7 2 号 令和 6 年度三郷町下水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第 7 議案第 7 3 号 令和 6 年度三郷町水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第 8 議案第 7 4 号 奈良おもちゃ美術館の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第 9 議案第 7 5 号 三郷町信貴の湯温泉観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第 1 0 議案第 7 6 号 三郷町水道事業給水条例の一部改正について
- 第 1 1 議案第 7 7 号 奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更について
- 第 1 2 議案第 7 8 号 奈良おもちゃ美術館の指定管理者の指定について
- 第 1 3 議案第 7 9 号 三郷駅前自転車等駐車場の指定管理者の指定について
- 第 1 4 議案第 8 0 号 財産の取得について
- 第 1 5 報告第 1 4 号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について
- 第 1 6 報告第 1 5 号 寄附の受け入れについて
- 第 1 7 提案理由の説明
- 第 1 8 発議第 3 号 軽度中等度聴覚障がい児の補聴器購入制度の拡充を求める意見書
- 第 1 9 陳情第 1 号 臓器移植に関わる不正取引、非人道性が疑われる国への渡航移植等を防止するための法整備等を求める意見書等提出の陳情

開 会 午前 9 時 3 0 分

〔開会宣告〕

議長（辰己圭一） 皆さん、おはようございます。

それでは、地方自治法第 1 1 3 条の規定に基づく定足数に達しておりますので、ただいまより令和 6 年第 4 回三郷町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

〔町長招集の挨拶〕

議長（辰己圭一） 町長から招集の挨拶がございます。

町長（木谷慎一郎） 議長。

議長（辰己圭一） 木谷町長。

町長（木谷慎一郎）（登壇） 皆様、おはようございます。本日、三郷町告示第 5 2 号によりまして、令和 6 年第 4 回三郷町議会定例会を招集いたしましたところ、公私何かとご多忙の中、早朝よりご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、本定例会に提出いたします議案は、議決案件 1 2 件、報告案件 2 件の計 1 4 件でございます。どうか慎重審議を賜りますようお願い申し上げ、招集の挨拶とさせていただきます。

〔会議録署名議員の指名〕

議長（辰己圭一） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、三郷町議会会議規則第 1 2 7 条の規定により、1 0 番、伊藤勇二議員、1 1 番、澤 美穂議員を指名します。

〔会期の決定〕

議長（辰己圭一） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 1 2 月 1 3 日までの 8 日間にした
いと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（辰己圭一） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 1 2 月 1 3 日
までの 8 日間に決定しました。

〔議案朗読〕

議長（辰己圭一） 次に、日程第 3、「議案第 6 9 号、令和 6 年度三郷町一般会計補正
予算（第 6 号）」から、日程第 1 6、「報告第 1 5 号、寄附の受け入れについて」

までを一括議題とし、事務局に朗読させます。

議会事務局長（ウエゼル雅子） 朗読いたします。

日程第 3 議案第 69号 令和 6 年度三郷町一般会計補正予算（第 6 号）

日程第 4 議案第 70号 令和 6 年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算
（第 2 号）

日程第 5 議案第 71号 令和 6 年度三郷町介護保険特別会計補正予算（第 3
号）

日程第 6 議案第 72号 令和 6 年度三郷町下水道事業会計補正予算（第 1 号）

日程第 7 議案第 73号 令和 6 年度三郷町水道事業会計補正予算（第 1 号）

日程第 8 議案第 74号 奈良おもちゃ美術館の設置及び管理に関する条例の
制定について

日程第 9 議案第 75号 三郷町信貴の湯温泉観光施設の設置及び管理に関す
る条例の一部改正について

日程第 10 議案第 76号 三郷町水道事業給水条例の一部改正について

日程第 11 議案第 77号 奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体
の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変
更について

日程第 12 議案第 78号 奈良おもちゃ美術館の指定管理者の指定について

日程第 13 議案第 79号 三郷駅前自転車等駐車場の指定管理者の指定につい
て

日程第 14 議案第 80号 財産の取得について

日程第 15 報告第 14号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

日程第 16 議案第 15号 寄附の受け入れについて

以上でございます。

〔提案理由の説明〕

議長（辰己圭一） 日程第 17、ただいまの朗読の議案について、提案理由の説明を
求めます。

町長（木谷慎一郎） 議長。

議長（辰己圭一） 木谷町長。

町長（木谷慎一郎）（登壇） それでは、議長のお許しをいただきまして、本定例会に
提出いたしました議案の提案説明をさせていただきます。

まず初めに、「議案第69号、令和6年度三郷町一般会計補正予算（第6号）」についてであります。既決予算に8,482万円を追加し、補正後の予算総額を114億2,844万2,000円とするものであります。

まず、歳出から内容を申し上げますと、総務費では、前年度の国、県補助金の精算に伴う返還金として、諸費で307万4,000円を追加するものであります。

次に、民生費では、国民健康保険特別会計に係る一般会計の拠出金として、社会福祉総務費で430万8,000円を、介護保険特別会計に係る一般会計の繰出金として、老人福祉総務費で146万4,000円を追加するものであります。また、精神障害者医療費につきまして、扶助費が当初の見込みを上回り、予算に不足が生じることから、障害者（児）福祉費で437万2,000円を追加するものであります。

次に、職員の育児休業による人員不足に対応するため、パートタイム会計年度任用職員の任用に係る人件費として、児童福祉総務費で76万1,000円を追加するものであります。また、ひとり親家庭等医療費では、審査手数料に予算の不足が生じることから、ひとり親家庭等医療費で13万4,000円を追加するものであります。

次に、衛生費では、高齢者のインフルエンザ予防接種等におきまして、県外で接種される方が増加傾向にあることから、医療機関に支払う委託料に不用が生じ、償還払いのための扶助費が不足することから、老人保健費で委託料を100万円減額する一方、扶助費を同額の100万円増額するものであります。

次に、土木費では、勢野東6丁目の急傾斜地崩壊危険区域におきまして、奈良県が土地所有者に代わり対策工事を行い、町及び土地所有者が事業費の1割を負担することとなっております。その対策事業の事業費の増額に伴い、負担金も増額することから、土木総務費で39万8,000円を追加するものであります。また、国の治水対策事業に伴い、農業公園信貴山のどか村への土砂の搬入が再開されることとなったことから、道路橋梁費で4,000万円を計上するものであります。

次に、教育費では、昨今の温暖化に伴う熱中症対策として、三郷中学校、三郷北小学校の体育館に空調設備の整備を行っておりますが、三郷小学校では、建て替えを検討していることから整備が進んでおりません。しかし、児童の健康面や、

当該体育館を指定避難所に位置づけていること等を考慮しまして、可動式の空調設備を購入する経費として、1,428万3,000円を計上するものであります。なお、年度内の納入が見込めないことから、全額を翌年度に繰り越すものであります。

次に、Jリーグの理念に共感し、パートナーとして応援をされている明治安田生命保険相互会社様より、奈良クラブのホームタウンである三郷町に、企業版ふるさと納税の申し出がございました。この申し出を基に、奈良クラブの選手をイベント等に派遣していただく経費や、FSS35スポーツパークの屋内練習場の施設整備工事として、体育振興費で192万6,000円、スポーツ施設管理費で1,510万円を計上する一方、報償費で100万円を減額するものであります。なお、施設整備に当たっては、年度内の完了が見込めないことから、翌年度に繰り越すものであります。

次に、歳入を申し上げますと、勢野東6丁目にある急傾斜地崩壊危険区域の県の対策事業に係る土地所有者負担分として、分担金で19万9,000円を追加するものであります。また、県支出金では、医療費助成の増額に伴い、県補助金で223万8,000円を増額するものであります。

次に、寄附金では、明治安田生命保険相互会社様から、企業版ふるさと納税1,500万円を追加するものであります。また、諸収入では、国の治水対策事業による、農業公園信貴山のどか村への土砂の搬入に伴う補償金として、雑入で4,000万円を計上するものであります。

最後に町債では、三郷小学校の体育館への空調設備の導入に当たり、交付税算入のある有利な地方債を借り入れるため、消防費で1,420万円を追加するとともに、財政調整基金繰入金1,318万3,000円を増額することで、収支を合わせるものであります。

続きまして、「議案第70号、令和6年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」についてであります。当初予算に2,941万6,000円を追加し、補正後の予算総額を24億1,544万1,000円とするものであります。

内容といたしまして、歳出では、当初の見込みを上回り、予算に不足が生じることから、保険給付費で2,510万8,000円、国民健康保険事業費納付金で430万8,000円をそれぞれ追加するものであります。

一方、歳入では、歳出の増額に伴いまして、県支出金で2,510万8,000

0円を、一般会計繰入金で430万8,000円を追加するものであります。

続きまして、「議案第71号、令和6年度三郷町介護保険特別会計補正予算(第3号)」についてであります。保険事業の既決予算に1,271万円を追加し、補正後の予算総額を23億9,236万2,000円とするものであります。

内容といたしまして、歳出では、介護認定者に占める要支援認定者の小規模多機能型居宅介護利用者が増加し、予算に不足が生じることから、保険給付費で432万円、訪問サービス、通所サービスの利用増により、地域支援事業費で739万円をそれぞれ追加するものであります。

一方、歳入では、歳出の増額に伴いまして、国庫支出金で288万3,000円、支払基金交付金で316万1,000円、県支出金で146万3,000円を、一般会計繰入金で146万4,000円をそれぞれ追加し、介護給付費準備基金からの繰入金で273万9,000円を増額することで、収支を合わせるものであります。

続きまして、「議案第72号、令和6年度三郷町下水道事業会計補正予算(第1号)」についてであります。後ほど水道事業会計においてご説明をいたしますが、令和7年4月より奈良県広域水道事業団に事業統合することに伴い、それまでに回収見込みのない債権の整理を行うこととされております。

下水道使用料は、水道事業に徴収委託をしていることから、債務者の同一性などを考慮し、消滅時効が5年を超える回収見込みのない債権の不納欠損処理を行うため、過年度損益修正損として、特別損失で1,126万4,000円を計上するものであります。

続きまして、「議案第73号、令和6年度三郷町水道事業会計補正予算(第1号)」についてであります。本会計におきましても、消滅時効が5年を超える回収見込みのない債権の不納欠損処理を行うため、過年度損益修正損として、特別損失で3,562万2,000円を計上するものであります。また、水道事業で有している資産のうち、現に水道事業の用に供していない資産は、企業団に引き継がないこととされていることから、これらの資産に係る会計処理として、営業外収益で5,054万8,000円を計上するものであります。

続きまして、「議案第74号、奈良おもちゃ美術館の設置及び管理に関する条例の制定について」であります。本条例の制定につきましては、令和7年3月に、FSS35キャンパス7号館におきまして開館を予定しております、奈良おもち

や美術館について、その管理運営及び使用料等について定め、令和7年3月20日から施行するものであります。

続きまして、「議案第75号、三郷町信貴の湯温泉観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」であります。本条例改正につきましては、三郷町信貴の湯温泉観光施設に係る利用料について、指定管理者である株式会社泉郷ほか6社より、燃料費、原材料費等の価格高騰に伴い、利用料金の上限額引き上げの申し入れがあったことから、上限額を引き上げる改正を行い、公布の日から施行するものであります。

次に、「議案第76号、三郷町水道事業給水条例の一部改正について」であります。補正予算についてご説明いたしました、奈良県広域水道企業団への事業統合に向け、水道事業が有する債権整理を進めているところであり、水道料金に係る債権について、不納欠損済みとなっているものについては放棄手続を行うことが求められていることから、これを行うための規定を定め、公布の日から施行するものであります。

次に、「議案第77号、奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組規約の変更について」であります。令和7年3月31日をもって、奈良広域水質検査センター組合が解散されることに伴い、奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数が減少することとなったことから、規約の一部を変更する必要があるため、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、奈良県知事に許可を申請するに当たり、同法290条の規定に基づき、議決を求めるものであります。

次に、「議案第78号、奈良おもちゃ美術館の指定管理者の指定について」であります。さきの条例制定についてご説明をいたしました、奈良おもちゃ美術館の運営管理について、社会福祉法人檸檬会を指定管理者に指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもので、指定期間については、準備期間も含め、令和7年2月28日から令和17年3月31日までとするものであります。

次に、「議案第79号、三郷駅前自転車等駐車場の指定管理者の指定について」であります。三郷駅前自転車等駐車場の管理運営は、現在、株式会社ホープ奈良営業所を同施設の指定管理者に指定しているところではありますが、その指定期間が来年3月末をもって満了いたします。そこで、引き続き同法人を指定管理者と

して指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。なお、指定期間は令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3か年とするものであります。

次に、「議案第80号、財産の取得について」であります。9月の定例会におきまして議決をいただきました寄附のお申し出により、自走式トイレカーを購入するもので、指名競争入札の結果、株式会社モリタ関西支店、支店長 谷口裕和を契約の相手方とし、2,886万9,460円で財産購入契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。

次に、「報告第14号、損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について」であります。本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をした、損害賠償の額の決定について報告をするものであります。内容といたしましては、本年6月15日に、相手方の車両が、本町の管理に係る町道城山線を走行したところ、図書館の敷地から伸びた枝が当該車両に接触し、車体を損傷したもので、40万6,000円の損害賠償を支払うことで、相手方との示談が成立したものであります。

最後に、「報告第15号、寄附の受け入れについて」であります。さきに財産の取得においてご説明をいたしましたが、9月の定例会で議決をいただきました災害時大型トイレカーを購入することを目的とした現金2,900万円を、本年9月19日及び24日の2回に分けて、廣谷顯一様よりご寄附をいただきました。このたびの多大なる行為に対しまして、心より厚く御礼申し上げます。

以上が、本定例会に提案をいたしました議案の主な内容でございます。慎重審議を賜りますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（辰己圭一） 以上で提案理由の説明を終結します。

〔審議日程及び委員会付託〕

議長（辰己圭一） それでは、審議日程及び委員会付託については、先般の議会運営委員会において決定されておりますので、これを事務局に朗読させます。

議会事務局長（ウェゼル雅子） 朗読いたします。（別紙1頁～4頁）

以上でございます。

議長（辰己圭一） お諮りします。ただいま朗読のとおり、それぞれ所管の委員会に付託の上、審議することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（辰己圭一） 異議なしと認めます。したがって、ただいま朗読のとおり、それぞれ所管の委員会に付託の上、審議することに決定しました。

〔議案朗読〕

議長（辰己圭一） 日程第18、「発議第3号、軽度中等度聴覚障がい児の補聴器購入制度の拡充を求める意見書」を議題とし、これを事務局に朗読させます。

議会事務局長（ウエゼル雅子） 朗読いたします。

発議第3号、令和6年12月6日。

三郷町議会議長、辰己圭一様。

「軽度中等度聴覚障がい児の補聴器購入制度の拡充を求める意見書」

このことについて、別紙のとおり提出いたします。

提出者 吉村今日子。

賛成者 神崎静代。

「軽度中等度聴覚障がい児の補聴器購入制度の拡充を求める意見書（案）」

軽度中等度聴覚障がい児は、会話音はもとより、環境音の聞き取りにおいて、高度難聴とは異なる固有の課題を有しています。軽度中等度であっても、聞こえは発達、学業にも大きな影響を及ぼし、深刻です。

軽度中等度難聴児の補聴器購入費用助成制度は、国としては確立していませんが、奈良県など各自治体の努力により支援につながっています。一方で、障害者総合支援法では、自己負担割合がおおむね1割であり、特殊な補聴器に対する助成も特例的に認められていることと比較すると、軽度中等度難聴児については、養育者の費用負担が大きいと言えます。

奈良県の制度も、不十分な点が幾つかあります。例えば、対象者の文言についてただし書はついているものの、両耳の聴力レベルが原則として30デシベル以上、70デシベル未満である者となっています。この記載内容では、両耳難聴の聴覚障がい児のみが対象で、一側性難聴、片耳難聴児は制度の対象外であると受け取られかねません。また、補聴器を装用するためには、耳当て等、耳当て、耳穴型シェルが必要であり、身体の成長が著しい幼児期から青年期にあつては、幼児期なら半年に1回、小学生なら1年に1回の割合でつくり直しが必要とされています。

昨今の酷暑の影響もあり、汗をかき、補聴器内部にさびが発生し、不具合が生じることも頻繁にあり、この修理費なども負担となっています。一側性難聴児、

特に言語習得期の幼児期や、小中高校と集団の中でコミュニケーションを交わし、社会性を身につける年齢層の児童生徒にとって、有用な機器と言われるクロス補聴器は、一般的な補聴器と比較して非常に高価で、片耳の聴力があるのだからと、購入を断念するケースが散見されます。

以上のことから、軽度中等度聴覚障がい児に対して、十分な補助が行われるよう以下の改善を求めます。

記。 1. 対象者について、両耳の聴力レベルが原則として30デシベル以上、70デシベル未満である者という記載内容を、いずれかの耳または両耳の聴力レベル、もしくは、ただし、医師が補聴器の装用を必要と認めるときは、一側性難聴についても対象となる場合がありますという文言へ変更をすること。

2. 助成対象の項目に、補聴器を装着するための耳当て等や、補聴器の修理費を含めること。

3. 購入助成対象にクロス補聴器を加えること。

4. 所得制限を撤廃すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2024年12月、三郷町議会。

提出先 奈良県知事、奈良県議会、奈良県障害福祉課。

以上でございます。

〔提案理由の説明〕

議長（辰己圭一） ただいま朗読の発議第3号について提案理由の説明を求めます。

2番（吉村今日子） 議長。

議長（辰己圭一） 2番、吉村今日子議員。

2番（吉村今日子）（登壇） 「軽度中等度聴覚障がい児の補聴器購入制度の拡充を求める意見書」の提案理由を述べます。

奈良県難聴児親の会から、県に軽度中等度聴覚障がい児の補聴器購入制度に関する意見書を上げてほしいとの要望が寄せられました。軽度中等度聴覚障がい児は、会話音はもとより環境音の聞き取りにおいて、高度難聴者とは異なる固有の課題を有しています。軽度中等度であっても、聞こえは発達、学業にも大きな影響を及ぼし、深刻です。

軽度中等度難聴児の補聴器購入費用助成制度は、国としては確立していませんが、奈良県など各自治体の努力により支援につながっています。一方で、障害者

総合支援法では、自己負担割合がおおむね1割であり、特殊な補聴器に対する助成も特例的に認められていることと比較すると、軽度中等度難聴児については、養育者の費用負担は大きいと言えます。

奈良県の制度にも、不十分な点が幾つかあります。例えば対象者について、両耳の聴力レベルが原則として30デシベル以上、70デシベル未満である者、ただし、障害者の日常生活を総合的に支援する法律第59条第1項に定める指定自立支援医療機関（耳鼻科等に関する医療）または知事が別に定める医療機関の医師（身体障害者福祉法15条指定医を含む）が装着を認めた場合においては、この限りではないとなっています。ただし書はついているものの、この内容では、両耳難聴の聴覚障がい児のみが対象で、一側性、片耳難聴児は制度の対象外であると受け取られかねません。

奈良県難聴児親の会が、県の障害福祉課に問い合わせたところ、片耳難聴も助成の対象であるという回答をいただいたということです。しかし、実際に聴覚障がい関係者の中でも、片耳難聴は対象外であると認識され、問合せをすることもせず、助成制度が利用できないと断念された方もおられます。また、補聴器の補聴器購入助成の対象となる種目については、厚生労働省が定める補装具種目一覧に定められていますが、補聴器のみとなっています。しかし、補聴器を装用するには、耳当てや耳穴型シェルが必要であり、身体の成長が著しい幼児期から青年期にあっては、幼児なら半年に1回、小学生なら1年に1回の割合で作り直しが必要と言われています。

昨今の酷暑の影響もあり、汗をかき、補聴器内部にさびが発生し、不具合が生じることも頻繁にあり、この修理費なども負担となっています。比較的新しい器具は対象となっておらず、一側性難聴児にとって有用な機器であるクロス補聴器は含まれていません。

クロス補聴器は、聞こえにくい側の耳に集音マイクであるクロス補聴器を、聞こえる側の耳に受信機となる補聴器を装着して使用します。送信機が拾った音無線で受信機に飛ばすことで、聞こえる耳で聞くことができます。しかし、クロス補聴器は、一般的な補聴器と比較して非常に高価であり、片耳の聴力があるのだからと、購入を断念するケースが散見されます。さらに、市町村税最多納税額者の納税額46万円以上の世帯は、助成の対象外です。

国は、身体障害者手帳を取得している障がい児に対しては、今年4月から補装

具費支給制度の所得制限を撤廃しています。また、軽度中等度難聴児の補聴器助成を行っている自治体においても、所得制限を撤廃するところが増えています。奈良県でも、所得制限を撤廃すべきではないでしょうか。

以上が提案理由の説明です。

議長（辰己圭一） 以上で提案理由の説明を終結します。

〔陳情朗読〕

議長（辰己圭一） 日程第19、「陳情第1号、臓器移植に関わる不正取引、非人道性が疑われる国への渡航移植等を防止するための法整備等を求める意見書等提出の陳情」を議題とし、これを事務局に朗読させます。

議会事務局長（ウェゼル雅子） 朗読いたします。

陳情第1号。

三郷町議会議長、辰己圭一様。

「臓器移植に関わる不正取引、非人道性が疑われる国への渡航移植等を防止するための法整備等を求める意見書等提出の陳情」

提出者 一般社団法人中国における臓器移植を考える会代表、丸山治章。

陳情の趣旨。

国際社会と足並みをそろえ、臓器移植に関わる不正な臓器取引、移植目的の渡航等を防止するための法整備と、適切な臓器移植が行われる必要性について、啓発を求める意見書を国に提出することについて陳情します。

陳情の理由。

世界では、移植用臓器の不足を背景に、不正な臓器取引や移植目的の渡航が深刻化しており、日本人が思わぬ医療事故や、犯罪に巻き込まれるリスクは増加しています。この状況に対し、国際社会は具体的な行動を起こしています。

国際移植学会、T T S 及び国際腎臓学会、I S N は、2008年、人体器官の取引を犯罪とし、移植ツーリズムの防止を署名国135か国に求める、臓器取引と移植ツーリズムに関するイスタンブール宣言を声明しました。

不正な臓器移植に対処する法律も各国で制定され、2008年のイスラエルを筆頭に、2010年スペイン、2015年イタリア、2015年台湾、2019年カナダ、2019年ベルギー、2022年英国で関連法が整備されています。我が国では、日本移植学会、日本臨床腎移植学会、日本内科学会、日本腎臓学会及び日本透析医学会が、2022年12月、前記の宣言内容の履行強化を誓うイ

スタンブール宣言2018、5学会共同声明を表明しています。しかし、それに対応する法律はいまだ整備されていません。

我が国の臓器提供は年間約100件程度にとどまり、希望者数の0.6%程度、公益社団法人日本臓器移植ネットワーク出典しか移植手術を受けられないといった、深刻なドナー不足があります。この現状から、海外へ渡航移植する人はあとを絶ちません。

厚生労働省の調査によれば、海外での臓器移植手術後、国内の医療機関に通院している患者は、2023年3月末時点で543人に上ります。海外での臓器移植について、臓器提供元のはっきりしないあっせんを行っている事業者もあり、依然として渡航移植の危険性が存在しています。実際、国の認可を受けずに臓器移植のあっせんを行ったとして、NPO法人の理事が逮捕、起訴されています。

このほか、国連人権報告官により、臓器移植のために無実の囚人を搾取していると指摘されている中国に対して、我が国の民間企業は、免疫抑制剤を供給したり、医療機関が技術指導を行うなど、人道問題への取り組みに積極性を欠いているとの国際社会からの批判も受けています。

このような状況を踏まえ、貴議会におかれましては、国会及び政府に対し、臓器移植に関わる不正な臓器取引、移植目的の渡航等を防止するための法整備を求める意見書を提出することを強く要請いたします。

本意見書の提出は、我が国が人道問題に積極的に取り組み、国際社会における責任を果たすため、そして、国民の生命と人権を守るための重要な一歩となります。

貴議長殿をはじめとする議員各位には、本陳情にご理解いただき、意見書の提出にご尽力賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（辰己圭一） それでは、ここで暫時休憩といたします。再開を10時30分といたします。

休 憩 午前10時09分

再 開 午前10時30分

議長（辰己圭一） 再開します。

〔一般質問〕

議長（辰己圭一） 日程第20、「一般質問」を行います。

三郷町議会会議規則第55条において、質疑は同一議員につき、同一の議題について3回を超えることができないと規定されています。また、同規則第56条の規定により、質問、答弁合わせて原則1時間以内と制限します。

一般質問の順番については、同規則第61条第3項の規定により、通告順とします。

それでは、通告順により質問を許します。各位のご協力の下、運営が円滑になされますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、7番、高田好子議員、一問一答方式で行います。

7番（高田好子） 議長。

議長（辰己圭一） 高田議員。

7番（高田好子）（登壇） 皆さん、おはようございます。ただいま、議長に発言を許可いただきました、7番、高田好子でございます。先般の通告の順に従い、一般質問させていただきます。

初めに、「認知症の人に寄り添った地域社会の構築について」お伺いをいたします。

厚生労働省によりますと、2025年には、団塊の世代が全員75歳となり、総人口の約2割が後期高齢者となります。認知症の高齢者数は、65歳以上の5人に1人、約700万人が罹患するとされており、65歳以上の人口がピークを迎える2040年には、認知症高齢者数が約548万人となり、ほかにも老化の過程で予想されているよりも認知機能が低下をしている、認知症ではない状態の方、最近CM等でも聞くことがあると思いますが、軽度認知障がい、MCIの高齢者数が約612万人に上ることが推計される中、誰もが認知症になり得るという認識の下、共生社会の実現を加速させることが重要です。

認知症の人を、単に支える対象として捉えるのではなく、認知症の人を含めた国民一人ひとりが、一人の尊厳ある人として、その個性と能力を十分に発揮しながら、共に支え合って生きる共生社会の実現を目指し、2024年1月、認知症基本法が施行されました。

具体的には、国民に認知症についての理解を促す啓発を行うことや、認知症の人が社会参加できる機会の確保、医療や福祉サービスの提供体制の整備などを進めることが掲げられており、認知症の当事者や、その家族が安心して暮らせる環境整備が課題となっております。

社会の高齢化が進む中で、認知症は誰もがなり得るものであり、認知症の当事者が尊厳を持って、最後まで自分らしく暮らせる地域社会の構築が求められています。そのためには、一人ひとりが自分事として、身近な問題として捉えることが大変重要であると考えます。

そこでお尋ねをいたします。行政が軸となり、小中学校の児童生徒、地域の企業や自治会と連携して、認知症サポーター養成講座のさらなる展開や、新しい認知症観を定着させる啓発資料の作成、配布など、認知症に関する知識及び認知症の人に関する理解を深める取り組みを強化すべきと考えますが、ご見解を伺います。

また、認知症に関する正しい知識と理解を持ち、認知症の人やその家族の方を温かく見守る、できる範囲で手助けをする認知症サポーター養成講座受講者のうち、ボランティア活動への参加意思があるボランティア登録者の状況についてお聞かせください。

次に、認知症の人が安心して暮らし続けられる地域づくりを進める観点から、チームオレンジ構築に向けた取り組みについてお伺いいたします。

先ほども述べましたが、2040年には認知症と軽度認知障がいの方を合わせて2,000万人を超える状況下で、認知症の人や家族等が、安心して安らかに暮らせる生活環境の構築が必要です。実際に、記憶障がいや認知障がいが起こる中で、当事者や家族の不安から、行動・心理症状、BPSDが発生し、それまでの家族関係が損なわれることも少なくありません。認知症の人の尊厳ある暮らしを守る上で、一人でも多くの住民が、認知症の人に対する適切な接し方を身につけて、認知症の人の行動・心理状況の発生抑制をすることは、特に重要であると考えます。

そのための効果的な技法として、あなたを大切に思っていることを、見る、話す、触れる、立つの四つの柱で、相手が理解できるように届けるケア技法である、ユマニチュードが注目をされています。介護の現場では、一生懸命にケアをしても、相手から拒否をされたり暴言を受けることがあります。実際に、口腔ケアを嫌がり声を荒げていた患者に対して、看護師がユマニチュードを実践したところ、抵抗せずにケアを受けられたとともに、数年ぶりに笑顔を見せたという事例もあります。本町においても、さらなる認知症理解、ケアの促進のため、ユマニチュードの考え方を積極的に取り入れてはどうでしょうか。ご見解をお伺いいたしま

す。よろしくお願いいたします。

住民福祉部長（辰巳政行） 議長。

議長（辰己圭一） 辰巳住民福祉部長。

住民福祉部長（辰巳政行）（登壇） おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、高田議員の1問目のご質問にお答えさせていただきます。

議員がご質問の、1点目の認知症に関する知識と理解を深める取り組みの強化についてであります。認知症の方と、その家族が安心して地域で暮らせるためには、認知症の方と、その家族が直面する問題を多くの方が理解し、共有し、支援していくことが大切です。

本町では、認知症の方を介護する家族が認知症を正しく理解し、学び合い、同じ悩みを持つ仲間との交流や相談の場となる、家族のための認知症介護者教室や相談会、認知症カフェを実施しております。ほかにも認知症講演会、チームオレンジサポーター養成講座、キャラバンメイト連絡会、成年後見人制度といった事業を実施しております。

次に、2点目の認知症サポーター養成講座受講者のうち、ボランティア活動への参加意思があるボランティア登録者の状況についてであります。認知症サポーター養成講座は、一般住民、役場職員をはじめ、企業、小学校でも定期的に開催し、サポーター数は11月末現在で4,500人を超えております。また、サポーター養成講座受講後、より認知症を理解してもらうために、認知症の方との対話の仕方などを学ぶステップアップ講座を開催しており、受講された方々の中からボランティアを募集して、現在10名の方がキャラバンメイトとして認知症カフェの手伝いや啓発活動等を一緒に行っております。

次に、3点目のチームオレンジ構築に向けた取り組みについてであります。チームオレンジとは、認知症になっても住み慣れた地域で暮らすことで、穏やかに過ごすことができるよう、本人とその家族が必要な支援をするための地域、イコール、チームとして応援するものであります。町内4か所の通いの場でチームオレンジが立ち上がっており、登録者数は現在95名で、認知症になってもよろしくねと言い合える地域を目指し、見守りや情報交換を行っております。

最後に、ユマニチュードの普及の積極的な取り組みについてであります。ユマニチュードとは、人間らしさを取り戻すという意味を持つケア技法で、見る、相手の目を見る、話す、穏やかな声で優しく話す、触れる、心地よい触れ方で信

頼感を築く、立つ、自立を尊重し可能であれば立つことを支援するの四つの柱を中心に、ケアを受ける方の尊厳と人間らしさを重視し、心身のケアを行うアプローチです。また、心身や認知機能の回復や維持だけでなく、最後までその人らしく穏やかに過ごせるよう、その人に寄り添うことを主な目的とした手法です。

本町のサポーター養成講座では、ユマニチュードの技法ではございませんが、認知症の方への基本的な接し方として、三つのない、一つ目、驚かせない、二つ目、急がせない、三つ目、自尊心を傷つけないということをポイントに、お話をさせていただきます。

本町におきましては、認知症になっても安心して暮らせるまちを目指してを施策の一つとして掲げており、認知症の方や介護されている家族にとって必要なのは、介護保険サービスだけではなく、何よりも見守りや支援をしていただける地域の協力者が必要であると考えております。今後も引き続き関係機関と連携し、ユマニチュードに関しましても、認知症のケアの一つの技法として調査研究させていただき、全ての人が住みやすいまちづくりを目指してまいります。

以上でございます。

7 番（高田好子） 議長。

議長（辰己圭一） 高田議員、再質問を許します。

7 番（高田好子）（登壇） ただいま部長のほうより、認知症の理解を深める取り組みや、また、ユマニチュードへのではないですけど、三郷町の取り組み等もお聞かせをいただきました。

ユマニチュードは思いやりを伝え、信頼を築く技法の一つです。ぜひ研究をしていただき、介護者の負担軽減につなげていきたいと思っております。また、理解も深めるために、町民向けの講座や講演会などの開催もしてはいかがでしょうか。

また、二つ目のチームオレンジにつきましては、認知症の方とその家族を地域で支えていくための重要な取り組みであると認識をしております。このチームオレンジについては、活動する場所を定めて通いの場として行うタイプ、本町のように入居型認知症カフェに来ていただくタイプ、それをチームオレンジとするタイプ、また、外出支援や見守り、声かけの、認知症の方や家族の居宅に出向く支援など、チームオレンジには多様な形が考えられ、実際にさまざまな形でチームオレンジが広がっている状況であります。

そこでお伺いたします。先ほど認知症カフェが4か所ということでしたが、どの地域でされていますでしょうか。また、今後どのような展望というか、展開を考えられていますでしょうか。あと、10月4日の認知症講演会では、実話を基に描かれた夫婦や家族の希望と再生の物語、オレンジ・ランプを鑑賞しました。認知症を知ることの大切さ、支え合い共に生きる社会を目指すヒントになった作品でした。そこで、認知症、若年性認知症の方も含めて、認知症の方から就労や社会参加のニーズがあった場合、どのように対応されるのかお聞かせください。

最後に、一人暮らしの場合、本人が気がつかないまま認知症の症状が進行してしまうことが少なくありません。認知機能と一緒に生活機能も低下することにより、例えば郵便物がたまったり、家賃が滞納になったり、また、近隣トラブルが起こりがちになるということで、周囲の方が異変に気づいたというときには、もう既に一人暮らしがままならない状況になっている場合もあります。一人暮らしの認知症高齢者への対応が、これから大変重要になってくると考えます。その現状と課題についてどのようにお考えでしょうか、お尋ねをいたします。よろしくお願いたします。

住民福祉部長（辰巳政行） 議長。

議長（辰己圭一） 辰巳住民福祉部長。

住民福祉部長（辰巳政行）（登壇） それでは、高田議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の認知症ケアの一つの技法としてのユマニチュードにつきましては、認知症の方への対応に関わらず、介護する上での基本的な技法と考えております。

まず、ユマニチュードを地域福祉にどのように取り入れるかについては、三郷町では、地域包括支援センターが、住民の方を対象に認知症介護教室を開催しております。外部講師をお招きし、ユマニチュードの基本的な考え方や技術を学ぶ場を提供することで、介護負担の軽減や家庭内ケアの質の向上を図るいい機会であると考えております。そのほかにも地域包括支援センターでは、認知症キャラバンメイトの活動や認知症カフェなどを通して、人と人とのつながりを重視し、共感に基づくケアを考え、ユマニチュードの理念を取り入れた活動を展開しております。

今後につきましても、住民の方が安心して暮らせる地域づくりを進めるため、

ユマニチュードの理念を取り入れた福祉施策を展開してまいりたいと考えております。

次に、2点目のチームオレンジの町内4か所の場所でございますが、勢野北1・2丁目、坂根、三室、城山台の4か所でございます。また、今後の展望等につきましては、地域の認知症の方に、通いの場へ積極的に参加していただき、声かけや見守りの強化を図るとともに、チームオレンジの代表者同士で、現状の情報交換をする場を構築していきたいと考えているところでございます。

次に、3点目の若年性認知症を含めた認知症の方に対する就労支援や、社会参加のニーズがあった場合の対応につきましては、現在のところ、具体的な取り組み等はございませんが、今後、奈良県若年性認知症サポートセンターのコーディネーターや、さまざまな専門職と情報共有しながら対応してまいりたいと考えております。

最後に、一人暮らしの認知症の方の現状と課題につきましては、一人暮らしの認知症の方だから特別何かというわけではなく、一般的な一人暮らしの方でも、複合的な課題を持ち、個別対応するような状況が大変増加してきております。例を挙げますと、近隣の方の家に、毎日のように今日何をしたらいいのか分からないと訴える認知症の方や、認知症があり借金が理由で本町に引っ越してきたものの、慣れない土地で自宅に戻れず徘徊状態となっている方など、さまざまな問題を抱えた方を、地域包括支援センターが個別に支援している状況でございます。それぞれの方のニーズが違うように、その方に合った支援をするために、今後も医療と介護の連携をはじめ、多職種と連携するなどで、チームで対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

7番（高田好子） 議長。

議長（辰己圭一） 高田議員、再々質問を許します。

7番（高田好子）（登壇） 部長のほうから、チームオレンジや認知症カフェのこと、また、一人暮らしの認知症高齢者への取り組み等々、さまざまお聞かせいただき、本当に社会的孤立を防いでいかないといけないなというふうに思ったところです。

高齢化に伴い、認知症の人は年々増加しており、2025年には700万人を超えると予想され、これに伴って認知症の人が引き起こしてしまう事故や、トラブルが増えていることが懸念されております。認知症の人が、日常生活で他人に

けがをさせたり、他人のものを壊したりなど、法律上、損害賠償責任を負った場合に備えて、自治体が保険の契約者となり、認知症の人が補償を受けられる事業を実施している自治体があります。

認知症の当事者やその家族などの不安、負担を軽減し、地域で安心して生活できる環境を整備することを目的に、本町においても自治体による認知症高齢者等個人賠償責任保険事業を導入してはいかがでしょうか、お考えをお伺いいたします。

また、軽度認知障がい、MCIは認知症の前段階に当たる症状で、物忘れはあるものの日常生活には大きな支障はなく、生活習慣の改善により認知症機能の改善、回復が期待されています。軽度認知障がいの状態をそのままにしていると、1年に約10%の割合で認知症へ移行すると言われております。

そこで、軽度認知障がい、MCIを早期発見し、予防につなげる認知機能の簡易チェック、頭部の健康チェックを本町でも導入してはいかがでしょうか。健康なうちから自身の状態を知り、経年的な変化に気づくことで、早期発見につながることも望ましいと考えております。早期発見できれば、認知症の要因とされる生活習慣の見直しによって予防も図られ、早期治療によることで進行や発症を遅らせることが可能となります。認知症の人も、家族も安全に安心して暮らせる地域の構築へのさらなる取り組みが進むことを期待し、ご答弁をお聞きし、1問目の質問を終了いたします。

住民福祉部長（辰巳政行） 議長。

議長（辰己圭一） 辰巳住民福祉部長。

住民福祉部長（辰巳政行）（登壇） それでは、高田議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず、認知症の方が他人にけがをさせたりした場合の保険等についてということでございますが、議員がおっしゃいます個人賠償責任につきましても、全国的にも自治体が公費で負担する取り組みが広がっているというような状況は、我々としても承知しているところでございます。しかしながら、導入されている自治体は比較的規模の大きな自治体で、今後認知症の方がさらに増えると予想される中、どの地域に住んでいても安心して暮らせるようにするには、国主導で制度の整備が欠かせないと考えており、本町の現状では、現在のところ導入につきましても考えてはおりませんが、国の動向を注視してまいりたいと考えておりま

す。

最後に、軽度認知症、MCIの方が増えてきているというような状況の中で、予防としての頭の健康チェック等の導入についてというご質問だったかと思いません。

本町では、令和5年に認知症予防学会での鳥取大学医学部保健学科の教授が発表された、嗅覚スクリーニングチェックを本年から地域に出向き実施しております。嗅覚機能スクリーニングは「ニンテスト」と呼ばれ、軽度認知症障がい の早期発見に効果があります。

認知機能が低下すると、匂いに気づきにくい、気づいても何の匂いかが判断できないことがあります。近年では匂いと記憶に関する脳の働きに関連性があることが分かってきており、今回このニンテストを導入いたしました。

このニンテストは、医療免許を所持していなくても簡単に検査ができるのが特徴であり、以前三郷町でも物忘れ相談プログラムを使用し、認知症スクリーニングテストを実施していましたが、テストに抵抗のある住民の方が多く、希望者も年々少なくなってきました。このことから、嗅覚で簡単にチェックができるニンテストを実施することで、認知症の第1次、第2次予防の発展につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（辰己圭一） 1問目の質問は終了しました。

次に、2問目の質問に移ります。7番、高田好子議員。

7番（高田好子） 議長。

議長（辰己圭一） 高田議員。

7番（高田好子）（登壇） 続きまして、2問目の質問事項、「女性の健康課題について」をお伺いいたします。

健康は男女問わず誰にとっても重要ですが、抱える健康課題は男女で異なります。女性が社会の中で活躍を進め、ワーク・ライフ・バランスを実現していくためには、女性が抱える特有の体調変化などの健康課題について、しっかりと目を向け、社会的理解を深め、健康的で働きやすい職場環境や、安心して子育てできる環境整備を丁寧に対応することが必要不可欠です。

男女の違いにより、多くの病気でかかりやすさに違いがあることが最新の研究で分かってきました。例えば女性は男性に比べて、ぜんそくや鬱病などの疾患に

かかるリスクが高いほか、加齢によるホルモンバランスの影響を受けやすく、生理や更年期に伴う心身の不調や、子宮がん、乳がんなど女性特有の病気もあり、また、摂食障がいなど健康上の課題も多いとされています。更年期は女性の場合、一般的には閉経前後の10年間に発症するとされ、ホルモンバランスの乱れにより、40歳を過ぎた頃から心身の不調が表れ、厚生労働省によると、ほてり、のぼせ、発汗など身体症状や、気分の落ち込みを更年期症状と言ひ、日常生活に支障が出るような深刻な状態を更年期障がいと言ひます。

女性就労率の上昇に伴ひ、更年期特有の不調を抱えながら働く女性のサポートが急務です。更年期障がい原因の更年期離職は、2022年には46万人に上り、経済的損失は約6,300億円と推計され、女性の活躍を阻害する要因となっています。また、PMSは月経前症候群とも言われ、生理前に起こる心や体の不調のことを言ひ、いらいらや気分の落ち込み、腹痛、むくみ、頭痛などが代表的な症状です。こちらも症状に個人差があり、職場での理解不足などで、人知れず困難を抱える女性も多く、労働力の低下による経済的損失も課題になっています。

2024年版男女共同参画白書では、体調不良で気になる症状があっても、十分対処できない方が半数以上を占め、その主な理由は、仕事や家事、育児、介護で忙しく、病院等に行く時間がないとされています。また、更年期障がいへの対処については、女性の約半分が、特に対処していないという回答だったということです。このような調査結果からは、体調不良があっても適切な治療等につながない方が多いと考えられ、忙しくて受診する時間がないという方に対して、その悩みを受け止める支援をしていく必要があるのではないのでしょうか。

そこでお伺いをいたします。更年期やPMS、月経前症候群に対する支援や相談体制を整えることが必要と考えますが、ご見解をお聞かせください。また、女性のさまざまな悩みや複合的な問題に対応した県などの窓口は、DVや夫婦関係などの相談内容が多く、生理や更年期などの相談内容はわずかなようです。健康に関する専門の相談窓口があれば、女性特有の不調は我慢するものではなく、相談してもよいものという認識が広まり、女性自身の健康課題を後回しにせず対処するきっかけになるのではないのでしょうか。本町として、幅広い世代の女性の多様な健康課題に対応する相談窓口を設ける必要があると考えますが、いかがでしょうか。

そして、女性の健康支援については、つらさや悩みの相談対応だけではなく、行政として実施するもう一つの重要なことが健診です。本町の乳がん、子宮がん検診については、無料クーポン券配布や助成などを行うなどし、受診率の向上に努めていただいております。ただ、乳がん検診については、特に仕事や育児等で忙しい年代の方への取り組みについて、課題があるのではないのでしょうか。本町の乳がん検診は、エックス線によるマンモグラフィーの実施をしておりますが、この方法は、日本人を含むアジア人に多い高濃度乳房の方、特に若年性には精度が落ちるとされています。マンモグラフィーと超音波検査を併用する検査が望ましいと考えております。

超音波検査については、マンモグラフィーとの併用法によって、国の研究機関で40代を対象とした大規模臨床研究が行われており、これによると、死亡率減少効果の検証には至っていないものの、がん発見率の優れていることが明らかになっております。仕事や育児等で忙しい年代の女性へ、健康支援という観点からも、若年層に対する超音波検査を併用した乳がん検診について、本町としても実施してはどうでしょうか。お考えをお伺いします。

最後に、町職員に対して、体調に応じて働くことができる、柔軟な働き方ができる職場環境の整備を推進していただきたいと思っております。そこで、三郷町役場における女性特有の健康問題への相談体制や制度について、具体的な取り組みや相談事項などあればお聞かせください。よろしくお願いいたします。

こども未来創造部長（坂田達也） 議長。

議長（辰己圭一） 坂田こども未来創造部長。

こども未来創造部長（坂田達也）（登壇） 失礼いたします。それでは、高田議員の2問目のご質問について、お答えをさせていただきます。

厚生労働省では、毎年3月1日から8日までを女性の健康週間と定め、女性の健康づくりを国民運動として展開しており、本町においても、毎年女性の健康をテーマに啓発活動を実施しています。

さて、議員ご質問の更年期やPMS、月経前症候群の方に対する支援や相談体制についてでございますが、ご承知のとおり、更年期障がいは40歳を過ぎた頃から症状が表れ、のぼせや動悸、頭痛、鬱症状などのさまざまな心身の不調のことを言います。また、PMS、月経前症候群は20から30歳代に多く見られ、女性ホルモンのバランスの変化等により、生理予定日の約1週間前から、情緒の

不安定やいら立ち、頭痛やむくみなど心身の不調が出やすくなり、女性の活躍を阻害する要因の一つとも言われています。

このような状況の中、本年4月より、すこやか健康課では、健康に関する窓口を一本化するため、保健師や看護師、管理栄養士などの専門職員を一部署に集約し、妊産婦から乳幼児、そして、成老人の健診まで切れ目のないよう、各種健診及び相談支援に注力しているところであります。

具体的な取り組みとして、まずは住民の方々からの健康に関する相談等にしっかりと耳を傾け、保健師等が寄り添いながらその方に合った支援を行っており、必要時には専門的な医療機関への受診につなげています。また、多様な健康課題に対する相談窓口につきましても、すこやか健康課が窓口となり、気軽に住民の皆様からご相談をいただけるよう、広報やSNS等を活用しながら、広く周知してまいりたいと考えています。

次に、乳がん検診についてでございますが、市町村で実施するがん検診につきましては、厚生労働省より指針が定められており、科学的根拠に基づき、がん検診が推進されています。このようなことから、本町では、厚生労働省の指針に基づき、40歳以上の女性を対象に、2年に1回の受診間隔で、問診及びマンモグラフィ検査を実施しているところであります。

参考までに申し上げますと、本町における乳がん検診の受診率は、令和4年度で12.3%、5年度では12.4%と、ほぼ横ばいの状況となっており、引き続き受診率の向上に努めてまいります。

議員ご質問の若年性に対する乳がん検診について、超音波検査の導入をしてみてもどうかというご意見をいただきました。全国的に、ほとんどの自治体では、国の指針に基づき、40歳以上の女性を対象に、問診及びマンモグラフィ検査を実施しているのが現状であります。しかしながら、女性特有のこうしたがんから命を守るためには、検診による早期発見、早期治療が重要であると認識をしており、各自治体の判断により、若年層を対象に超音波検査も追加で導入している市町村も一部あると聞いております。

このようなことから、本町といたしましては、引き続き国の指針及び動向に注視しつつ、県内の状況等も勘案しながら、今後の検討課題とさせていただきます。

最後に、町の職員に対しての相談体制や制度についてでございますが、まず、女性特有の健康に関する休暇制度として、国の制度に準じ、1回につき2日以内

の範囲で生理休暇を設けております。また、相談体制につきましては、女性に特化したものではございませんが、男性職員も含め、職場環境や健康問題、メンタルヘルス等、職員の人事担当課である総務課で随時受け付けております。これまで更年期やPMSに関する相談事例については、特に把握はしておりませんが、今後そのような相談があった場合は、労働安全衛生管理の観点から、保健師と共に丁寧な対応に努めてまいります。

以上でございます。

7番（高田好子） 議長。

議長（辰己圭一） 高田議員、再質問を許します。

7番（高田好子）（登壇） 部長のほうから、支援や相談体制など、さまざまお聞きをさせていただきました。

乳がん検診に関しては、12.3%や12.4%ということで、本当にあまり高くないというふうに思っておりますので、今後もしっかりと受診率アップに向けて、取り組みを進めていただきたいと思います。

厚生労働省が2022年に行った、更年期症状や医療機関の受診状況などに関する全国意識調査の結果では、更年期障がいの可能性があると考えている人の割合は、50代の女性が最も多く38.3%で、症状を自覚していても医療機関を受診していない割合は、40代、50代の女性で約8割を占めています。

厚生労働省は、調査結果などを踏まえ、日常生活に与える影響などについて、研究を進めております。女性の活躍を推進する上で、更年期の女性を守り支える対策を取ることが、社会に求められていると思います。女性共同参画事業にも当たりますが、広報紙などを通じて、庁内連携をして、多様な実施形態で更年期などの啓発を行ってはいかがでしょうか。

また、女性の就業率増加に伴い、更年期特有の不調を抱えながら働く女性を守り、支えるサポートが急務となっております。具体策として、更年期症状を数値化して、客観的に捉える簡易更年期指数、SMIを、対象年齢の女性の健診に必須化していただき、セルフチェックリスト10項目の症状に応じて点数を入れ、その合計点を基に評価をするものとなっております。

厚生労働省は、医療機関を受診する際の目安になるとしております。そこで、本町としても簡易更年期指数、SMIセルフチェックリストをさまざまな健診のお知らせ等で案内したり、ホームページやSNSで周知を図っていただき、医療

機関などにつなげていくべきと思いますが、お考えをお聞かせください。

更年期障がいに苦しむ女性の負担を少しでも和らげ、1人でも多くの方が安心して生活を送り、働き続けられる社会の実現に取り組んでいただきたいと要望し、ご見解をお伺いして、私の2問目の質問を終了します。

こども未来創造部長（坂田達也） 議長。

議長（辰己圭一） 坂田こども未来創造部長。

こども未来創造部長（坂田達也）（登壇） 失礼します。それでは、高田議員の再質問についてお答えさせていただきます。貴重なご意見をありがとうございます。

まず、1点目の女性特有の健康に関する啓発活動についてでございますが、毎年3月1日から8日までが女性の健康週間でありますことから、この機会を捉え、来年の健康週間では、女性に特化した健康をテーマに、広報やSNSなどを活用しながら、講座やポスターなどによる啓発等も含め検討を行い、住民の皆様に広く周知啓発等を行っていききたいというふうに考えております。

次に、2点目の簡略更年期指数、SMIスコアの周知啓発及びセルフチェック表の活用についてでございますが、ご承知のとおり、SMIスコアでは、更年期に関する10項目の症状が記載されております。強、中、弱、なしの4段階のうち、どれか一つに丸をつけるだけで、簡単に点数化され、検査結果の点数に応じ、医師の診察を受けましょうなど、その場での判定が可能となります。また、判定結果により、早期に専門医療機関への受診につなげられ、非常に有効な手段であることから、本町といたしましても、広報やSNSなどを活用しながら周知啓発等を行い、SMIスコアのセルフチェック表を掲載し、いつでも、誰でも気軽にチェックができるように努めてまいります。

また、健診に来られた際のセルフチェック表の配布につきましては、配布の時期や対象の年齢等も含め、今後検討を行い、まずは来年の3月の女性の健康週間において、配布及び啓発等を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（辰己圭一） 2問目の質問は終了しました。

続きまして、3問目の質問に移ります。

7番、高田好子議員。

7番（高田好子） 議長。

議長（辰己圭一） 高田議員。

7 番（高田好子）（登壇） 続きますして、3 問目の質問項目、「誰もが安心して投票できる環境づくりについて」お伺いをいたします。

18 歳以上の全ての町民は、選挙で投票する権利を持っています。昨年 4 月に統一地方選挙が行われ、本年 10 月には衆議院選挙が実施をされました。投票率の低下が課題として挙げられ、政治への無関心や、投票所が遠いなど投票しにくい環境、また、18 歳選挙権となることで、深刻化し続ける若年層の政治離れが解決すると期待されていましたが、課題が多いと感じるとともに、今後の投票率については、高齢化の影響も大きく受けることも予想されております。

一方で、投票したくても、重度の知的障がいや身体障がいを持った方、また、病気で字が書けない方、高齢の方、自分の意思をうまく伝えられない方などがおられ、このような方々が投票するまでのハードルは、健常者に比べれば格段に高く、投票所へ行くと緊張したり、パニックのような状態になってしまう。それにより投票をちゅうちょしたり、諦めたり、結果棄権してしまうケースも散見されます。

このことを踏まえ、有権者が投票しやすい環境整備を推進していくことが大変重要で、特に障がいをお持ちの方や高齢者に対しては、投票環境における公正な確保に留意しつつ、誰もが安心して投票できる環境づくりが大事だと考えていることから、お尋ねをいたします。

不在者投票のうち、住民票を地元に残したまま、進学や就職、単身赴任などで別の地域に滞在している方が滞在先で投票する場合に、投票用紙の請求を、マイナンバーカードを使ってパソコンやスマートフォンからオンライン申請することができます。令和 2 年 12 月、地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続として、衆議院参議院選挙の不在者投票用紙等の請求が掲げられたことを踏まえ、積極的な実施の検討をお願いする旨の通知が、令和 3 年 4 月に総務省自治行政局選挙部管理課から、各都道府県選挙管理委員会事務局宛てに発出されております。

そこで、本町における不在者投票の方及び利用状況をお聞かせください。私も以前に不在者投票の問合せを受けたことがあります。一定のニーズがあると考えますので、選挙人の利便性を図るという観点から、マイナポータルのびったりサービスを活用した不在者投票用紙のオンライン請求の導入についてのお考えをお聞かせください。

また、障がい者の方などがスムーズに投票できるよう、細やかな配慮に取り組むことは大変重要と考えております。令和5年6月定例会にて、澤議員の質問で、選挙支援カードの導入に向けて前向きな答弁だったと思い、さきの衆議院選の際には、皆さんに活用していただけたとの思いでホームページを確認したところ、見つけることができなかつたので、選管に確認をしたところ、指差ししていただくものを投票所に置いてありますとのことでした。

三郷町で置いてもらっているのがこれになります。こちらはコミュニケーションボードというもので、本町では、現在、投票所においてコミュニケーションボードを指差ししていただくことで、必要な支援を届ける取り組みをされています。これ自体は、とても大切な取り組みであると思います。その上で、まださまざまな困難を抱えている方がいらっしゃいます。例えば障がいのため腕が震えてしまい、思うように指差しができない方や、必要な支援を口頭による申し出が困難な方、苦手な方もいらっしゃいますので、事前に支援を申し出る、事前に支援してもらいたい内容を記載できる投票支援カードが必要と考えます。

それがこちらになります。前もって希望する内容を記載し、安心して投票所へ向かうことができることは、有権者に寄り添った配慮になると考えます。投票支援カードを導入するお考えをお伺いします。

また、視覚障がい者の方は、投票支援として、点字投票や代理投票がありますが、視覚障がい者自身が候補者を書いて投票することができる、こちらになります。投票用紙記入補助具、ここに穴が空いていて書けるようになっています。生駒市や泉大津市、川崎市などが、また、他の自治体でも導入を検討されていることから、本町でも導入をしてはいかがでしょうか。あわせて、障がいの方などがスムーズに投票できるよう、今後の取り組みについてもお伺いをいたします。よろしくお願ひいたします。

総務部長（加地義之） 議長。

議長（辰己圭一） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼いたします。それでは、高田議員の3問目のご質問にお答えさせていただきます。

先般執行いたしました衆議院議員総選挙の投票率は、前回3年前を2.08ポイント下回り、53.85%、本町では58.96%となりました。全国的に投票率の低下は喫緊の課題であり、議員ご指摘のとおり、滞在先などでの不在者投

票制度の充実や、障がいのある方が安心して投票できる環境づくりは大変重要であると認識しております。

まず、本町における不在者投票制度の運用方法でございますが、選挙日程等が決定した後、町ホームページ上に制度の案内と、不在者投票の請求要旨を掲載しております。本町に選挙権がある方が別の地域で投票を行う、いわゆる滞在地投票の基本的な流れといたしましては、この請求用紙をご自宅等で印刷して、必要事項を記入し、投票用紙を請求していただきます。そして、その後、指定の住所へ投票用紙が届きましたら、最寄りの選挙管理委員会で不在者投票を行っていただくこととなります。なお、病院や介護施設等での不在者投票は、施設管理者から一括して選挙管理委員会に請求があり、当該施設内において不在者投票を行うこととなります。

また、今回選挙での不在者投票の利用状況であります。総数が118人、うち滞在地投票が9人、施設等での投票が106人、郵便投票が3人となっております。今回、議員ご提案のマイナンバーカードを活用した不在者投票用紙のオンライン請求につきましては、マイナポータルサイトのぴったりサービスを利用するもので、全国的にも多数の導入事例があることから、今後導入に向けて必要な手続等を進めてまいります。

次に、投票支援カードにつきましては、昨年6月議会で澤議員から同様の一般質問があり、本年2月執行の町長選挙から、投票所内において、投票に関する支援を指差し等で投票人に意思表示していただく、コミュニケーションボードを設置しております。しかしながら、前回の町長選挙では、選挙当日の一部の投票所において、また、今回の衆議院議員総選挙では、期日前投票所の前半期間において設置ができておりませんでした。この点については猛省するとともに、今後確認を徹底してまいります。

また、議員ご質問の投票支援カードは、あらかじめ町ホームページ等で様式を掲載し、ご自宅等でご本人が印刷し、記入できるもので、当日のコミュニケーションボードの利用をためらう方にも積極的な利用をしていただけることから、次の選挙から導入してまいりたいと考えております。

最後に、投票用紙記入補助具についてであります。投票用紙の記入枠が見えにくい、または見えないなどの不安がある方が、投票用紙を自筆する際に記入事が分かりやすくなる補助具となっております。現在、視覚障がい等がある方への

支援といたしましては、代理記載や点字投票制度で対応を行っております。これらのことを勘案した上で、今後、選挙管理委員会で必要性等を十分に協議し、検討してまいりたいと考えております。また、今後におきましても、議員からご指摘いただきました内容を踏まえ、また、先進事例も参考にしながら、全ての方々が安心してスムーズに投票できる環境づくりに努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

7番（高田好子） 議長。

議長（辰己圭一） 高田議員、再質問を許します。

7番（高田好子）（登壇） 部長のほうから、不在者投票の方法などを聞かせていただきました。

まず、投票支援カードについては、次の選挙より早急に導入をしていただけるということでしたので、よろしく申し上げます。その際にも、ホームページからダウンロードして使えるようにしていただくこととあわせて、選挙間近になったときには、広報などで投票支援カードがありますということも、お知らせしていただきたいと思っております。あと、さきに導入をしていただいていたコミュニケーションボードの周知も申し上げます。とても大切な取り組みをしてくださっていますので、ぜひSNS等でも周知をお願いしたいと思っております。

また、投票用紙記入補助具について、これですね、について、検討していくということでしたけれども、他の自治体のものも比較的、簡易的なものも多いですし、これも私、自分で作ったんです。難しいものではないので、せめて各投票所、11か所ぐらいですよ。投票所に1個でも設置していただけたらなと思っておりますので、ぜひ導入をお願いしたいと思っております。

続いて、移動困難な高齢者や重度の障がいがある方、要介護認定者等を対象に、投票しやすいように投票所へのアクセスを支援する、投票所移動支援事業として、各種選挙の際に、期日前投票所まで移動手段を確保する、タクシーでの移動支援を導入してはいかがでしょうか。選挙に行きたいけれども、移動手段が確保できないため行くことができないというお声をいただいたことがあります。高齢者や障がい者の方達が一票を投じることができるよう、投票所までの移動手段の確保について検討を進めるべきと考えますが、ご見解をお伺いいたします。

最後に、若い世代も含めた投票率アップについてお伺いをいたします。若年層

世代の低投票率が指摘される中、主権者教育を進めることは大変重要です。とりわけ実際に子どもの頃から投票所に足を運ぶことができる親子連れ投票の取り組みは、将来の投票率にも大きく影響するとされています。2016年の法改正により、投票所に同伴できる子どもが、幼児から18歳未満に拡大され、川崎市では、期日前投票に行ってみようキャンペーンや、福岡市では、子どもと一緒に選挙に行こうなど、より多くの子ども達が来ていただけるよう、取り組みを進める自治体が増えてきています。

例えば徳島市では、期日前投票所に保護者と一緒に訪れた子どもさんに、お菓子やクリアファイル、ボールペンなど4種類を用意し、来館記念のプレゼントを渡されています。本年4月に投開票された市長選における期日前投票では、1,571人の子どもさんが来場し、好きなものを選んでもらい、喜ばれたそうです。ほかにも富山市では文房具やお菓子を、世田谷区ではオリジナルシールを渡されています。先ほど申した川崎市では、投票用紙と同じ素材でできている折り切れない折り紙を配布されているそうです。それぞれが工夫をし、子ども達の社会に対する関心を高め、将来の投票参加率向上へつなげるよう取り組みされております。

本町としても、投票所に行くのが楽しい、投票所に行ってみたいと言えるような、投票する親の姿や投票所の雰囲気子ども達に知ってもらい、将来の投票につながるような、思い切った取り組みはできないでしょうか。ご見解と今後の取り組みについて、お伺いをいたします。

総務省の意識調査によれば、子どもの頃に親の投票について行った経験のある人は、ない人に比べて、自らも投票に行く割合が高い結果が出ております。注意点等もありますが、いろんな対応もしていただき、投票率の低下を防ぐ対策、また、高齢者や障がい者の方々、誰もが安心して投票できるように、環境整備に引き続き取り組んでいただくことを要望し、ご答弁をお聞かせいただき、私の全ての質問を終了いたします。

総務部長（加地義之） 議長。

議長（辰己圭一） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼いたします。それでは、高田議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、初めにありました投票用紙記入補助具についてということで、検討して

いくという中で、今お話しいただきました、簡易的なものでよいといった点であったり、また、各投票所に一つでというお話をいただきました。全記載台に設置というような形では考えておりましたので、それをすることでかなり混乱するのではないかと。いろんなものが置いてあったら、これは何なのといったこともあるかと思いましたが、こういったご回答をさせていただいておりましたが、投票用紙に一つというものであれば混乱等もないかと思しますので、前向きに検討させていただきたいなというふうに思います。

そして、次に、移動手段の関係ですね、投票所までの。さまざまな方法が考えられるかと思えます。デマンドタクシーであったり、福祉タクシーといったことがあると思えます。今後も他自治体の動向も鑑みながら、また、実績のある自治体の利用状況とかも確認しながら、選挙管理委員会のほうで協議してまいりたいというふうに思います。

次に、投票しやすい環境づくりということで、親子連れであったりといったところで、投票率の向上をとというものです。投票率の向上は課題であると十分認識はしているところです。他の自治体の先進事例、今いろいろお聞かせいただきました。その辺を参考にしながら、本町においてどのようなことが可能なのかといったところをしっかりと検討した上で、今後また、こちらもまた同じ回答になりますが、選挙管理委員会のほうでまた検討させていただくというご回答とさせていただきます。

以上でございます。

それから、あと、アピールですね。もっと周知しろということをお叱りいただきました。そのあたり、ちょっと欠けている部分があるのかと思しますので、今後、やっている支援等をしっかりと周知していきたいと思しますので、よろしくをお願いします。

議長（辰己圭一） 3問目の質問は終了しました。

7番、高田好子議員の質問は以上をもって終結します。

少し早いですけども、ここで暫時休憩といたします。

再開を1時5分といたします。

休 憩 午前 11時 26分

再 開 午後 1時 05分

議長（辰己圭一） 休憩を解き再開します。

11番、澤 美穂議員。一問一答方式で行います。

11番（澤 美穂） 議長。

議長（辰己圭一） 澤議員。

11番（澤 美穂）（登壇） 皆様、こんにちは。11番、澤 美穂。ただいまより議長のお許しをいただきまして、通告順に従い、3問の質問をさせていただきます。

では、まず1問目、「LINEを活用した道路・河川・公園の損傷などの通報制度について」質問をさせていただきます。

地域課題解決への住民参画を仕組み化するスマートシティの基本機能、住民通報制度を導入する自治体が増えています。道路における路面損傷や、カーブミラーの損傷や不具合、照明灯の不具合、公園のフェンスやベンチの損傷、河川における設備損傷などについて、住民から写真つきで通報してもらう仕組みで、職員によるパトロールでは気づけないことも、地元で暮らす住民なら、毎日見る風景の微細な異変にも気づくことがあるはずです。発見が早ければ、重大な事故につながる危険性を最小限にすることが可能です。

三郷町議会でも、道路の陥没等による損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告が度々あります。額は莫大な金額ではないものの、住民皆様からお預かりしている大切な税金を損害賠償金として使うことになりまして、死亡事故が起こっていないものの、危険な目に遭わせてご迷惑をおかけすることは防止しなければならないと考えます。

2024年10月8日放送の関西テレビnewsランナーで、神戸大学大学院小池淳司教授は、インフラ、コンクリートの耐久年数は50年から100年と言われていて、ちょうどこれから差しかかる段階で、このメンテナンスをきっちりしておかないと、インフラが使えないどころか、地域とかエリア全体が衰退化していくことになりかねない。住民の直接サービスのほうが優遇されるという傾向があるので、私達国民が、インフラ投資に対して少し寛容になる必要があるのではないか。私達の生活に欠かせない道路、見えづらいリスクとどう向き合っていくのか考えていく時代が来ているとコメントされていて、三郷町だけの問題ではなく、全国的な問題となっていると言えます。

よそから引っ越してこられた方が、三郷町役場の職員の対応の素早さに、とても驚かれることがあります。例えば道路で穴が空いていると連絡を受け、役場に依頼すると、即現場を見に来てくださり、応急処置などの対応をしてくださるの

で、その日のうちに解決していることが多く、住民さんは、澤さん、力あるんやねと誤解を受けることがあるのですが、私ではなく住民さん誰もが通報したとしても、即その場で対応してくださると訂正をさせていただいております。担当者へは、その都度住民さんからの感謝をお伝えしていますが、なかなかその喜びの声が、住みよいまちランキング等に反映されていないのがもどかしいところではあります。職員さんの対応をととても喜び、感謝しておられることを、この場でもお伝えしておきたいと思います。

どんな方法であろうとも、情報さえ上がってくれば、職員さんは対応して下さることは間違いありません。では、どうやって情報を集めるかという話になってきます。防犯灯がついていないという不具合は、夜間でないと気づけないことから、閉庁後でタイムリーに電話による通報ができないため、そのまま放置され、通報が行われていないケースがあるのではないかという事案も、ネットでは上がっていますが、防犯灯につきましては、自治会が管理しているものもありますし、LED照明に替わってきているので、頻繁に起こることではないのかなと思いますが、自治会のことは自治会長を通じてと。美松ケ丘では、地区内の防犯灯は自治会が管理をしていることも含め、役員を通して自治会長に連絡することを、総会資料や自治会加入時の入居の手引に明記をし、お渡しをしています。

ほかの自治会のことは分かりませんが、今、役員になりたくない、役員になってもできないからと、自治会に加入しない家庭もあると聞きますので、全国的に自治会運営が危うくなってきている地域も増えており、仕事や子育て、介護をしながら、渋々自治会長や役員をされている方もおられると聞いています。道路の不具合の連絡を役場へしなければならなくなると、働いておられる方には、昼休み等の時間を割いて開庁時間内に電話をしなければならず、自治会長や役員に負担をかけ続けると、ますます成り手不足に拍車をかけることになりかねない状況になっています。

熊本県熊本市で、交通インフラの損傷や資源物等の持ち去りといった情報提供を住民から受け付けておられるのですが、閉庁後には電話で対応できず、住民が見つけた気づきを受け取れていないケースも少なくないことから、市民が使い慣れたLINEを活用した、24時間体制の通報受け付けを実施しておられます。

住民にとりまして、開庁時間に合わせて電話をかけ、情報を口頭で説明しなければならない点が、通報に対するハードルとなっているケースもあったのでし

よう。いつでも、どこでも簡単に、24時間LINE通報対応にしたことにより、年間約300件だった通報が600件と2倍になり、そのうちLINEからの通報が350件あったそうです。

2024年3月末時点でのLINEの月間利用者数は9,700万人、社会インフラ化したプラットフォームサービスとなっています。以前にも申しあげましたが、フェイスブック、インスタグラム、X、TikTok、メール等を使いこなせている高齢者が少ない中、LINEは料金無料の家族間の連絡ツールとして、子どもや孫により半ば強制的にインストールされている高齢者が圧倒的に多く、今や家電ではなく高齢者同士の連絡ツールとしても使われています。

LINEのことでよく質問を受けるんですけども、その場合には許可をいただいて、三郷町の公式LINEと、美松ヶ丘在住の方には、自治会の電子回覧板として使用しているオープンチャットに入らせていただいております。住民は、ふだん使っているLINEアプリで、自治体のLINE公式アカウントを友達追加するだけで、改めて専用のアプリをダウンロードする必要はなく、不具合の通報の受け付けだけでなく、LINE公式アカウントでイベントの情報や子育て情報、防災情報など、情報配信も可能なことから、近隣では既にこのKANAME TOを広陵町が導入されており、全国200を超える自治体で利用中の一部機能が無償提供されていますので、無料でリッチメニューの活用範囲を拡大することができます。

リッチメニューというのは、公式LINEを開くと、いわゆるトーク画面の下にあるアイコンのことを指すのですが、現在、三郷町では、1、申請手続、2、教育・子育て、3、くらし・健康・福祉、防災・安心情報、4、観光文化イベント情報、5、電子図書館、6、キーワード検索と6分割されたメニューとなっていますが、これを最大12分割、三つのタブが設定可能です。

タブは言わば見出しのようなもので、アイコンの上に見出しをつけることができます。例えば基本画面、子育て・防災などのテーマ別に見出しをつけることができますので、今、三郷町では、暮らし、健康、福祉、防災、安心情報の5項目が一つの同じアイコンに入っていますので、アイコンをタップすると、戸籍、住民、マイナンバーの手続、防災、安心情報、保険、年金、税、各種証明、生活環境、交通について、相談窓口について、情報公開、個人情報について、健康、福祉、医療について、上記以外での自由記述で質問するの中から選ぶことになって

いますが、12分割のアイコンを使えば、三つのタブの見出しをつけると、最大36枠使えますので、現在、6個のアイコンにぎゅうぎゅう詰めになっているものが36分割。つまり、36個のアイコンに増えますので、1アイコン1項目にすることができ、よりダイレクトに飛ぶことが可能になり、便利に使えます。このアイコンの一つに、住民通報を加えていただけたら、アイコンをタップし、案内に沿って操作すれば、写真つきで通報することが可能となります。

令和3年3月議会で同様の質問をしたのですが、導入はしてもらえませんでした。時代が進み、導入する自治体が増加していることから、再度要望いたしますが、いかがでしょうか。よろしくお願いいたします。

環境整備部長（安井規雄） 議長。

議長（辰己圭一） 安井環境整備部長。

環境整備部長（安井規雄）（登壇） 失礼いたします。それでは、澤議員の1問目の質問に回答させていただきます。

議員ご質問の「LINEを活用した道路・河川・公園の損傷などの住民通報制度の導入」につきましては、令和3年3月議会におきましても、同様のご質問をいただいております。

まず、三郷町のLINE公式アカウントの友達登録者数を見てみますと、令和3年3月末時点では1,129名でありましたが、令和6年10月末時点では2,938名となっており、3年半で約2.6倍にも増加し、本町におきましても、今やLINEは行政とのコミュニケーションツールとして、広く浸透してきたものと考えております。一方、道路等の公共施設に関する通報につきましては、本町には、以前より電話やホームページのお問合せフォームによるものがございますが、道路に関しましては、国土交通省が運用する道路緊急ダイヤルが、今年の3月29日よりLINEを使って通報することが可能となりました。

この道路緊急ダイヤルは、全国の道路を対象としたもので、国道に限らず、高速道路や都道府県道、市町村道も通報の対象となっているものであります。道路の異常を24時間無料で受け付けており、電話での通報と異なり、画像を送れることで状況が把握しやすくなるだけでなく、位置情報から場所を特定できるメリットもございます。

また、聴覚や発話に障がいがあり、音声による通報が困難な方でありましても、LINEにより通報が可能となり、さらに通報窓口が管理者ごとに区分されず一

本化することで、道路の異常を発見した方が、道路の種別を気にすることなく通報できるようになりました。実際に寄せられる公共施設に関する通報内容を見ますと、道路に関するものが圧倒的に多く、かつ緊急性が高いものが多いことも特徴の一つであります。

L I N Eを使った道路に関する通報が開始され、三郷町道に関する通報はまだ少ない状況ではございますが、通報手段としてL I N Eが使えるということが少しずつ認知され始めており、本町といたしましても、広報やホームページ、S N S等を通じて、広く周知を図ってまいりたいと考えているところでございます。

また、道路以外の河川や公園等に関する通報につきましても、引き続き、従来の電話やホームページのお問合せフォームの活用を呼びかけるとともに、道路と同じようなL I N Eによる通報窓口を設置できないか、国などに対し働きかけを行ってまいりたいと考えており、今後におきましても、行政のデジタル化、D X化を一層推進してまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

1 1 番（澤 美穂） 議長。

議長（辰己圭一） 澤議員、再質問を許します。

1 1 番（澤 美穂）（登壇） 今、全国の道路の緊急ダイヤルということでご説明をいただきましたが、確かに防犯灯だけではなく、道路も町道なのか県道なのか、私自身も分からず役場で教えていただくことがありますので、国が管理をしていただけるのは、三郷町民だけではなく、三郷町を通った人からも連絡がいただけるのではないかと期待しますが、あくまでも道路だけなので、今1 2月議会の図書館からの木の枝等は対象外となりますので、道路以外の通報にも対応していただけると、リッチメニューを増やしてもらえると、ワンタッチでダイレクトに欲しい情報を住民さんが手に入れることができますので、L I N Eでの通報も検討していただきたいと思えます。

そして、参考までに申し上げますと、先ほどL I N Eの登録者数の数が出ましたが、私が令和3年3月議会に質問する際に、広陵町は9 4 2人の住民しか登録がなく、当時の河合町の1, 2 0 8人よりも少なかったのですが、今や何と1万6, 2 0 0人、今も増え続けております。

広陵町は人口3万5, 0 3 0人の約4 6%がL I N Eに登録し、世帯数は1万

4, 096世帯なので、全ての世帯をカバーできていると言っても過言ではありません。情報発信ツールとしては、非常に有効な手段になっていると思われます。やはり広陵町はラインのリッチメニューの数も多いですし、使いやすさも関係していると思いますので、ぜひ広陵町のLINEとお友達になっていただきまして、三郷町民のさらなる獲得に向けて、まずは配信数ですね。三郷町のフェイスブックと同じ内容でいいので、LINEでも町の情報を発信していただければ、また皆さんの便利だよというお声から、新たな登録者数が出てくることも考えられますので、ぜひご検討いただきまして、私の1問目の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（辰己圭一） 1問目の質問は終了しました。

次に、2問目の質問に移ります。

11番、澤 美穂議員。

11番（澤 美穂） 議長。

議長（辰己圭一） 澤議員。

11番（澤 美穂）（登壇） それでは、続いて、第2問、「住民参加型「ゴミ拾いアプリ」と「クビアカツヤカミキリ懸賞金制度」導入を」について質問させていただきます。

今回、住民参加型の環境保全関連として、まとめて質問をさせていただきます。住民の美化意識が高い地区は、住民有志による自主的な活動により、日々住環境が整っておりますが、そうでない地区というのは駅前まで、駅前とかあちこちにごみ、たばこ、吸い殻、ペットボトルや空き缶が放置され、環境の違いに愕然とすることがあります。割れ窓の法則ではないですが、ごみなどが放置されたままになっていると、決まってその付近にごみが散乱するようです。また、人目につきにくい夜間に、たばこの吸い殻がいつも同じ場所に捨てられているところもあり、同じ銘柄なので、同じ人が電車を降りてすぐにたばこに火をつけ、歩きたばこをしながら帰ってきて、その場所で吸い終わるのではないかと、そのおうちの方はおっしゃっていますが、自宅玄関前に捨てられ、片づける人がお気の毒ではありません。

楽しみながらまちをきれいにする取り組みとして、ゴミ拾いアプリを導入し、大和川クリーンキャンペーンや自治会のクリーンだけでなく、日頃からごみ削減を促してはいかがでしょうか。

2011年、人類が生み出した最も大きな課題である環境問題を、科学技術の力で解決することに挑戦された、京都大学の研究室で生まれ、全国、全世界130国以上に広まったごみ拾いアプリのピリカは、個人、自治体、企業、団体版があり、自治体を調べたら、もう既にまた広陵町が導入されていました。ごみ拾い活動見える化ページとして、自治体内の清掃活動の様子を可視化、地域ごとのごみ拾いの活動の様子や成果を一つのウェブページに集約、発信できます。

ごみ拾い実施状況を効率よく定量的に把握し、清掃活動促進施策の計画の立案や、効果測定に役立つと考えられています。ウェブページでは、参加者数、ごみ回収量カウント、ごみ回収量移行のグラフ、拾われたごみの位置情報の表示、ユーザー投稿タイムライン、清掃イベントの情報掲示、運営者からのお知らせ掲示、地域内での清掃活動団体リストの掲示ページなど、お好きなパーツを組み合わせて、三郷町オリジナルのデザインの見える化ページを作成することも魅力です。

また、拾われたごみの写真と場所が地図上に表示されますので、先ほどのポイ捨てのたばこの吸い殻は、毎回同じ場所に同じ人に拾われることになり、皆がその場所に注目することになると、ポイ捨てさせない抑止力にもつながると思います。たとえ体力的にごみを拾えなくても、拾ってくれた人にありがとうを伝えることができ、アプリの上で応援する人、される人のコミュニケーションにつながると考えます。応援された人は、きっと応援してくれる人の分まで頑張れると思いますので、導入当初は、今年6月に導入されたばかりの広陵町のように、たとえ参加人数が少なくても、PR方法によって人数は増えていくものと思います。きっと広陵町のことなので、公式LINE登録者数のように、増加してくるものと期待しています。SDGs未来都市と冠がつく三郷町でも導入をしてはいかがでしょうか。

続いて、特定外来生物問題についてお尋ねいたします。

クビアカツヤカミキリは成虫の羽化の時期が6から8月ということで、ちょうど桃の収穫シーズンとかぶり、若い樹木よりも古木、老木に多く発生する傾向があるようで、被害に遭った樹木は、倒木や枯れてしまうこともあるそうです。クビアカツヤカミキリは繁殖力もすさまじく、雌が1匹につき300個から1,000個ほど産卵するようで、移動も3キロ程度は可能なようなので、一度増えると瞬く間に増えて、樹木の被害が懸念されます。

桜の名所などで被害が出た群馬県館林市では、19年度から1匹50円の奨励

金を出し、子どもから高齢者まで多くの市民が駆除に協力し、毎年6,000から7,000匹を捕獲し、桜や梅の被害は、21年度の1,758本をピークに減少、23年は1,405本になりましたが、23年度の捕獲数は例年の倍に近い1万3,785匹。同市の担当者は、奨励金制度の浸透で駆除が進んだが、なかなか虫の数が減らないと嘆いておられたようですが、ある一定の成果が出たのか、今年は実施されていないようです。

2015年には、桃の被害が確認された徳島県では、対策の遅れから約40の農園が廃業したそうです。クビアカは当初、桜の木を食う害虫として注目され、県によると、地元農家は桃が被害に遭うとの認識がなく、県の担当者は、伐採などの対策にはかなりの労力が必要、高齢の農家が廃業するケースも目立ったと話されています。

紀州南高梅の一大産地、和歌山県みなべ町では、2022年度には幼虫の痕跡を見つけた人に1万円と高額な懸賞金を出し、駆除に力を入れておられたようです。茨城県では、特定外来生物である「クビアカツヤカミキリ」だけでなく、「ツヤハダゴマダラカミキリ」が徐々に生息域を広げており、町中や公園内の樹木が食い荒らされ、枯れてしまうといった被害が発生していることから、これ以上の被害の拡大を防止するため、外来カミキリムシの成虫を発見、退治するいばらきカミキリみつけ隊活動に参加していただける県民を募集され、退治した外来カミキリムシを対象の窓口に持参すると、10匹につき500円分の奨励金、これはプリペイドカードと交換し、10匹未満でも、いばらきカミキリみつけ隊限定グッズの缶バッジ、エコバッグを先着限定でプレゼントしていたようです。今年は9月末で3,782匹の外来カミキリムシを駆除することができたとのこと。

三郷町ホームページからも飛べるようにしてくださっている、奈良県のホームページを見ますと、奈良県では、今年も小学1年生からサクラ見守り隊200人以上の募集をされていました。令和4年度の参加者は119名、令和5年度は145名と年々隊員は増えているようですが、参加者の年齢層、活動場所等は不明です。

県が発表されている市町村別被害木確認数が、令和元年から令和5年度分までを記載されていますが、御所市と香芝市が飛び抜けて多く、5年間の合計が482本と387本と、県内市町村と比べて桁違いに多くなっています。三郷町は令和5年度15本、近隣では斑鳩町が令和2年度に22本だったのが、翌年から激

減しているのに、対策をされた効果があったのか、また、その対策方法を聞いていただくなど、近隣町は飛来してくる可能性があるのに、連携して駆除をするのが最善だと考えます。

三郷町でも桜がきれいな場所があり、毎年お花見をするのを楽しみにされている方が多くおられます。残念ながら、毎年見事な花が咲く、桜が咲く F S S 3 5 の桜も被害に遭っていると聞いています。

クビアカツヤカミキリの活動時期は、主に成虫が発生する時期である6月から9月と言われているので、三郷町では1匹幾らの懸賞金が難しければ、ムシキング大会、これは固有名詞なので使えるかどうか分かりませんが、子ども達も巻き込んで、町政施行50周年を記念して、桜や紅葉を植えておられる三室山の桜が被害に遭わないよう、三室山で虫捕り大会を実施し、上位何名かに賞品を出すなどの駆除イベントをするのはいかがでしょうか。人手が多いほど駆除できる虫の数は増えると思いますので、町内外を問わず広く募集をし、不公平がないように、大人部門、子ども部門、親子部門などに分けて、部門ごとに表彰をすればいいと思います。

特定外来種の生き物を持ち歩くことは法律で禁止されているので、見つけたらその場で殺すことが推奨されていますが、虫捕り大会のいいところは、虫が好きな子ども達は、自分が見つけた虫を殺すことが難しい子もいるかもしれないので、大会会場で回収し、子ども達が見ていないところで駆除していただけたらと思います。

三郷町の桜の被害状況や予防対策、また、住民さんから問合せがあるのかも含め、虫捕り大会の開催のお考えはあるのか、そして、ごみ拾いアプリの導入についても、あわせてご回答をお願いいたします。

環境整備部長（安井規雄） 議長。

議長（辰己圭一） 安井環境整備部長。

環境整備部長（安井規雄）（登壇） 失礼いたします。それでは、澤議員の2問目のご質問にお答えさせていただきます。

まず、「住民参加型ごみ拾いアプリ」について、回答させていただきます。本町では、平成27年3月に、三郷町美しく住みよいまちづくり条例を制定し、まちの美化に対する意識向上を図ってまいりましたが、議員ご指摘のとおり、ペットボトルや空き缶等が一部に放置されているのも事実であります。また、毎年2回

開催しております大和川クリーンキャンペーンでは、例年650人を超える方々に参加いただいております、住民への啓発と美化意識向上という面では、一定の成果を上げておりますが、議員おっしゃるとおり、日頃から住民一人ひとりがごみ削減に取り組む活動も重要であると考えます。

議員ご提案のごみ拾いアプリは、拾ったごみを写真に撮り、データをアップロードすることで、場所やごみの量、種類などがデータ化され共有されるとともに、参加者それぞれが活動への感謝を伝えることができ、その結果、楽しくごみ拾いができるというものであります。さまざまなアプリがある中、最も代表的と思われるものがピリカというアプリで、ポイント付与等はありませんが、全世界130か国以上でダウンロードされ、国内での自治体では、都道府県と市区を中心に24団体、奈良県では、令和4年2月に大和郡山市が、令和6年6月には町として唯一広陵町がごみアプリの利用を開始し、専用のSNSと連携し運用を行っております。

本年11月末時点の参加者延べ人数は、大和郡山市で3,785人、広陵町で147人となっており、導入当初は一定の美化意識の高い方々のダウンロードはあったものの、これからの広がりが課題であると聞いております。ただし、利用者の中には、頻繁に情報提供されている方もおられるとのことから、既に導入されている自治体での利用状況等を注視しながら、アプリの導入が本町にとって有効であるかどうか、検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、「クビアカツヤカミキリ」についてお答えさせていただきます。クビアカツヤカミキリは、桜や梅、桃などのバラ科の樹木の内部を食い荒らすもので、被害が進行すると木を枯らすおそれのある害虫であり、外来生物法により特定外来生物に指定されています。本町における被害状況につきましては、昨年度から急増しており、住民からの被害報告に加え、学校や公園など公共施設における被害も多数確認されています。

このような状況の中、本年度におきましては、クビアカツヤカミキリの対策予算を確保しており、現場における初期対応の殺虫剤の購入や、樹幹注入剤による防除対策に活用しております。

今回、議員からご提案のありました、クビアカツヤカミキリ懸賞金制度につきましては、クビアカツヤカミキリによる被害防止を目的に、これらを捕殺すれば懸賞金を出すという制度で、奈良県内で実施している市町村はないものの、農業

被害が深刻な和歌山県では、農業団体等との連携事業として、一部の市町村で実施されているところがあるようです。もし本町におきまして当該制度を導入する場合に考えられる課題といたしましては、近隣で実施している市町村がないことから、どこで捕殺したのかという証明が難しいことが挙げられます。また、懸賞金を出している期間におきましては、一定の効果が継続されると思われませんが、懸賞期間が終了した際は全く捕獲されなくなり、すぐに元の状態に戻ってしまうのではないかと懸念が考えられます。

以上のことから、当該制度の導入に際しましては、制度設計や費用対効果の観点から、慎重に判断していかなければならないと考えております。

なお、令和7年度予算におきましては、現在要望段階ではございますが、別の形でクビアカツヤカミキリの対策予算を計上しており、環境省の補助事業である特定外来生物早期防除計画策定事業を活用し、今後も引き続きクビアカツヤカミキリ対策として、計画策定業務や防除事業を推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

11番（澤 美穂） 議長。

議長（辰己圭一） 澤議員、再質問を許します。

11番（澤 美穂）（登壇） 詳細にお調べいただきまして、ありがとうございます。

費用対効果の面もありますが、環境問題というのは、誰かの頑張りだけで今の状態を保てると、その誰かがいなくなれば、いつか破綻すると思います。皆の気づきと、継続的な行動に結びつかないと環境は守れないと思いますので、まずはごみを捨てさせないことも重要で、このアプリは啓発に有用ではないかと思いますので、ぜひ前向きに検討していただければと思います。

また、先ほど部長からもありましたが、クリーンキャンペーン、今年3月と10月にもキャンペーンに参加させていただいたのですが、高校生をはじめ奈良クラブなど若い世代の参加がとても多く、頼もしかったです。せっかくごみ拾いをしていただくのであれば、楽しい要素もあったらと、以前企画していただいていたにもかかわらず、コロナで中止になったスポGOMIの復活も含め、アプリの導入と同様にご検討いただければと思います。

そして、三郷町のホームページには、2024年6月3日に、特定外来生物とは、クビアカツヤカミキリと植物のオオキンケイギクの2種を確認していると情

報提供していただいております。奈良県クビアカツヤカミキリ確認マニュアルと、クビアカツヤカミキリについてと、奈良県のホームページへ飛べるようにリンクを貼っていただいておりますが、先ほど部長からもありましたとおり、きっと住民さんの自宅敷地内の桜や桃の木を持っておられる方からも、予防や駆除の方法を私も聞かれることがあります。役場の担当窓口でも対応していただいているようですが、薬剤や散布方法など、電話や口頭でお伝えするのは難しいと思われるので、パソコン等で、環境省、クビアカツヤカミキリで検索すると、2022年6月、地方独立行政法人大阪府環境農林水産総合研究所がつくられた、クビアカツヤカミキリ被害対策の手引書（改訂第4版）（行政担当者・施設管理者の皆様へ）がヒットします。これにはクビアカツヤカミキリの生態から、駆除の方法に応じた薬剤、農薬の散布、木の幹への薬剤の注入方法など、予防、駆除の方法が写真やイラストで詳しく書かれていますので、もし可能であれば、許可を取っていただいて、そちらのページへもリンクをしていただけると、必要とされる方が24時間、いつでもどこでも薬剤等の確認をするために見ていただけるのではないかと考えます。

再質問は以上ですが、お答えいただけることがあればご回答をお聞かせいただきまして、私の2問目の質問を終わらせていただきます。

環境整備部長（安井規雄） 議長。

議長（辰己圭一） 安井環境整備部長。

環境整備部長（安井規雄）（登壇） 失礼いたします。再質問のほうにお答えさせていただきます。

今、いろいろ澤議員のほうからご提案いただきました。クリーンキャンペーンのスポGOMIの件とか、ちょっとまた再開ということで検討させていただきたいと思います。また、大阪府立環境農林水産総合研究所、今も議員おっしゃっていただいたように、住民の方からのクビアカツヤカミキリの駆除方法等、問合せにつきましては、主に窓口で、来ていただいた方には成虫を見ていただいて、いろいろお話をさせてもらうんですけども、おっしゃるとおり、ホームページ等こちらのほうをリンクさせていただくと。目で見て分かりやすいのかなと思いますので、また早急にリンクできるようにしてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（辰己圭一） 2問目の質問は終了しました。

続きまして、3問目の質問に移ります。

11番、澤 美穂議員。

11番（澤 美穂） 議長。

議長（辰己圭一） 澤議員。

11番（澤 美穂）（登壇） それでは、3番目、「マイナカードによる避難所入所受付とのか村「広域避難所計画」の白紙撤回見直しを」について質問いたします。

マイナンバーカードの保有率は75%を超え、マイナンバーカードをお持ちの方がスマートフォンへ電子証明書機能を搭載することで、マイナンバーカードを持ち歩くことなく、スマートフォンだけでさまざまなマイナンバーカード関連のサービスの利用、申し込みができるようになりました。スマホ用電子証明書は、現在、アンドロイド端末のうち約200の端末に登載でき、来年春にはiPhoneにも登載予定になっています。

有事の際、避難所への入所手続は、手書きによる入所手続と、マイナンバーカードによる入所手続を比べると、約8割以上の時間短縮となる上、避難者情報や人数、混雑状況がリアルタイムで把握でき、誰が避難所を開設したとしても、迅速な対応が可能な防災DXの導入を要望します。

デジタル庁は、2024年2月、神奈川県で実施した避難所運営や避難者支援に関する防災DXの実証実験で、大雨で川が氾濫し、複数の自治体が被災したという想定の下、デジタル技術の活用による災害発生時の避難者支援業務の効率化を検証した結果、手書きにかかる時間を約9割削減できたなど、実証実験で分かったデジタル化のメリットを紹介されております。

避難者役の参加者24名が、手書きによる入所手続と、マイナンバーカードによる入所手続という二つのグループに分かれて、それぞれの避難所へ入所業務にかかる時間を計測した結果、手書きによる入所業務は、完了までに1人当たり4分45秒かかったのに対して、マイナンバーカードを利用した入所作業は、1人当たり33秒で完了したそうです。デジタル技術の活用により、アナログと比べて入所業務の所要時間を9割削減できることが実証され、体験した参加者からも、すごく早くて簡単、アプリを使ったほうがスムーズで、時間もかからないので、デジタル化が進むといいなどの感想があったそうです。

避難所での手続を手書きで行うと、非常に時間がかかります。また、間違いも起こります。そして、それに対応する職員についても、戦力を奪われると思いま

す。マイナンバーカードやアプリなどで業務が省力化できれば、有効なツールとして活用できると考えますと、行政側からも、小田原市の防災部監査官、スタダマサヒロ氏は述べられています。

デジタルデバイスによる入所手続の検証も実施され、顔認証による入所業務や、マイナンバーカード機能を搭載したスマートフォンによる入所業務についても検証した結果、顔認証を活用した場合は、手書きに比べて約7倍の速さで、マイナンバーカード機能を搭載したスマートフォンを利用した場合は、約6倍の速さで入所手続を完了できることを確認し、デジタル化の有効性や、マイナンバーカードが被害時にどのように使えるかをしっかりと検証、スピードアップが図れて、報告書の作成の手間も軽減され、避難時の位置情報や薬剤情報などの共有も可能に、スマートフォンからマイナポータルにログインすることで、避難所での過去の診療、薬剤情報を確認したり、ふだん飲んでいる薬や特定健診の情報を医師と共有したりできることについての有効性についても検証されています。

参加者からは、「避難所にいるときは、肉体的にも精神的にも疲労こんぱいしている状態なので、自分がふだん飲んでいる薬の名前を聞かれてもすぐに出てこないこともありますので、マイナンバーカードと連動するとういなと思いました」と回答し、避難者が自ら位置情報を登録でき、登録した位置情報を災害対策本部と共有できる、デジタル庁が試作した避難所アプリが目指すのは、誰一人取り残されない防災DX、この避難者アプリを使うと、避難者が自ら位置情報を登録し、登録した位置情報が災害対策本部と共有される仕組みでは、これは避難先の把握が難航した2024年の能登半島地震の課題を踏まえて、物資の支援などに役立てるかどうかも検証したようです。

避難者が何を求めているのか、そのニーズを正確に把握することができるものだったそうです。今回スマートフォンだけを持っている人、マイナンバーカードとスマートフォンを持っている方、何も持っていない方など、持ち物にバリエーションを設定し、いざ災害が発生すると、お年寄りの方も含めて何も持って行かないという方がかなりの人数になるのではないかとこの考えの下、100%デジタルデバイスがないと運用しないのではなく、デジタルデバイス所有率が例えば80%であれば、80%の範囲で効率化が可能となり、そこで効率化されたリソースを何もお持ちでない方に繰り上げていくことで、誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化を目指していく手段として、しっかりと実証実験されているこ

とから、本町での導入を要望いたします。

また、民主三郷という共産党の政党新聞の記事により、広域避難所計画が白紙撤回されたのは、のどか村が原因と勘違いされている住民が多くおられます。その件につき、私を含め議員が抗議をしたところ、一政党新聞への反論はしないとの回答でしたが、風評被害をなくすためにも、防災の観点からも、広域避難所計画を維持すべきと要望いたしますが、いかがでしょうか。よろしく願いいたします。

総務部長（加地義之） 議長。

議長（辰己圭一） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼いたします。それでは、澤議員の3問目のご質問にお答えいたします。

まず、私のほうからは、マイナンバーカードによる避難所入所受け付けについてお答えさせていただきます。

ご質問にもありますが、避難所受け付けにマイナンバーカードを利用した場合、手続の大幅な効率化だけでなく、避難者情報や世帯数など、重要な情報が容易に確認、共有でき、必要な支援や物資の供給を、効率的かつ効果的に行えるものとなります。現在のところ、マイナンバーカードによる受け付け方法として、スマートフォンのアプリでマイナンバー情報を登録する方法や、マイナンバーカードを避難所に持参し読み込む方法などがありますが、アプリの登録件数をどのようにして増やしていくのか、また、大災害時、マイナンバーカードを持って避難する方がどれだけおられるのかなどの課題に加え、マイナンバーカードをお持ちでない方への対応の問題もあると考えております。

本町では、令和3年度に防災情報システムを導入し、災害対策本部が避難者の人数、状況をリアルタイムで確認できる体制を整え、運用しております。今回ご提案のマイナンバーカードでの避難所受け付けには、防災情報システムとは別に新たなシステムを構築し備品等を整備する必要性があり、また、指定避難所だけではなく、全ての補助避難所にも導入できるかどうかとも検討課題になると考えております。

しかしながら、できる限り正確かつリアルタイムに避難情報を把握することは、大規模災害時には最重要課題であり、防災DXの必要性は十分に認識しているところでございます。

また、本年12月2日からは、マイナンバーカードの保険証利用も始まっております。そして、議員おっしゃいますように、電子証明書としてスマートフォンにも登載される予定であることから、マイナンバーカードは普及率だけではなく、利用率も今後さらに増加するものと考えております。このことから、新たなシステム導入については、マイナンバーカードの利用状況を注視しつつ、費用対効果も十分に勘案しながら検討してまいりたいと考えております。

続きまして、のどか村の関連につきましては、安井環境整備部長よりお答えさせていただきます。

環境整備部長（安井規雄） 議長。

議長（辰己圭一） 安井環境整備部長。

環境整備部長（安井規雄）（登壇） それでは、引き続きまして、のどか村関連のご質問にお答えさせていただきます。

のどか村に地域防災拠点、広域避難所を整備することにつきましては、さきの9月議会の総務建設常任委員会において、本町として整備を行わないとの結論に至った旨を報告させていただき、おおむねご理解いただいたものと考えております。

その結論に至った理由といたしましては、のどか村の防災機能として、駐車場や芝生広場を1万5,300人収容できる一時避難地に、ハウスやまびこを322人収容できる補助避難所として既に指定していること、また、本地域防災拠点を広域避難所として整備し活用するとしておりましたが、ハード、ソフトの具体的な検討は当初から行われておらず、本町の地域防災計画に位置づけられたものでないことから、立地条件や道路事情等も含め総合的に勘案し、再検討した結果、改めて地域防災拠点、広域避難所の整備は行わないとの結論に至ったものであります。

議員ご質問の中で、本計画が白紙撤回となったのは、のどか村が原因と勘違いされている住民が多くおられるとのことでありますが、本町といたしましては、そのような内容の発言、発信は一切行っておりません。また、政党が発行される新聞に関しましては、発行元の責任において記事が掲載されているものと考えておりますので、これまでもその記事に対して反論しておりませんし、これからも町として特に反論することは考えておりません。

今回のどか村に対する風評被害をなくすためにも、防災の観点からも広域避難

所計画を維持すべきとの要望であります。さきにも申し上げましたように、本事業の計画段階からの経緯や、整備の必要性等について検討を重ね、広域避難所の整備は行えないとの結論に至ったもので、この方針を変更する考えはございませんので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

11番（澤 美穂） 議長。

議長（辰己圭一） 澤議員、再質問を許します。

11番（澤 美穂）（登壇） 部長の口から皆様にお伝えいただいたとおりでございます。のどか村が原因ではないということですが、皆様ご存知のとおり、今年の元日、石川県能登半島で最大震度7の大地震が発生しました。石川県が想定される地震として、地域防災計画に示していたのは27年前のもので、今回の地震よりも規模が小さく、ごく局地的な災害で災害度は低いと評価し、また、被害想定も死者が7人、建物の全壊が120棟、避難者が2,781人と、今回と比べて大幅に下回っていました。

災害度が低いと考えられていた能登半島で大きな地震が起こったのですから、もしかしたらここ30年以内に起こる可能性は、0%から0.1%程度と言われている生駒断層帯地震が起こる可能性も否定できません。南海トラフ地震が、想定以上の被害になるかもしれません。地震が起こったら、のどか村へどのように逃げるのかと思われているかもしれませんが、役場付近よりものどか村のほうが、震度は低いと想定されています。

のどか村を含む信貴山一帯は、高い建物が少なく家も密集していないため、倒壊する大きな建物のおそれはありません。そして、大阪府の柏原市、平群町とつながっていることもあり、近くには温泉もあり、のどか村にはバーベキュー施設が備えられていることから、炊き出しも容易であります。

以上のことを踏まえ、私は、避難所が幾つあっても構わない、備えあれば憂いなし、そう思っておりますので、今、全く否定、ごめんなさい、見直すことはなしというご回答でしたが、改めて町で協議し、再度、しつこいようですが、検討していただくことを要望し、これで私の全ての質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（辰己圭一） 答弁よろしいですか。

（「結構です」の声あり）

議長（辰己圭一） 11番、澤 美穂議員の質問は以上をもって終結します。

なお、次に、通告順3番、南田善紀議員の質問であります。先般の議会運営委員会において、南田善紀議員の2問目、「日本語学校生徒への苦情内容と今後の取り組みについて」と、吉村今日子議員の1問目、「多文化共生のまちづくりを」は、関連質問とすることに決定しています。よって、従前の申合せのとおり、南田議員の質問終了後に、関連する吉村議員の2問目の質問を行います。

また、吉村議員の関連質問は2回までとし、質問時間については、南田議員のほかの質問も合わせて1時間以内を原則とします。

それでは、3番、南田善紀議員。一問一答方式で行います。

3番（南田善紀） 議長。

議長（辰己圭一） 南田議員。

3番（南田善紀）（登壇） 失礼します。3番、南田善紀です。議長のお許しをいただき、通告書に基づいて質問いたします。

まず1問目、「不登校及びいじめに対して、本町の対策と方向性について」質問いたします。

令和6年10月31日、文部科学省により、令和5年度児童生徒の問題行動・不登校など生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要について発表されました。小中学生の不登校児童生徒数は、前年度より4万7,434人増え、34万6,482人となり、過去最高人数となっております。また、いじめ調査については、認知件数が前年度より5万620件増加し、73万2,568件、生命や心身などに重大な被害が生じた疑いのある重大事態のいじめは387件増え、1,306件となり、いずれも過去最高の数となっております。まず、三郷町での不登校人数といじめの認知数について教えてください。

不登校については、9月議会を高田議員が一般質問を行い、渡瀬教育部長より回答がありました。今回の調査結果では、文部科学省は、フリースクールなど学校以外の居場所づくりを進めるとともに、チーム学校を推進し、学びの多様化学校のさらなる設置を促すとしております。全て有用であり大切な施策であります。全てを行うには人員も、財政的にも厳しいことは想像がつきます。三郷町の現状を鑑みた場合に、不登校対策の柱をどのようにするかお聞かせください。

また、いじめについて、文部科学省はいじめ防止対策推進法におけるいじめの定義や、いじめの積極的な認知に対する理解が広がったことで、これまで見えなかった事案が掘り起こされた成果とする一方で、SNS上でのいじめなど、見え

づらい、解消が確認しにくい事案の増加にも触れております。そもそもがいじめ行為が減少する兆候すら見えず、対象となる子ども達が減少する中、認知件数が増え続けるのは全国でも異常事態と言えます。

全国的な課題ではありますが、三郷町としてこの状況、この現状にどのように考え、どのように対応するか、お聞かせください。お願いいたします。

教育部長（渡瀬充規） 議長。

議長（辰己圭一） 渡瀬教育部長。

教育部長（渡瀬充規）（登壇） 失礼します。それでは、南田議員のご質問にお答えさせていただきます。

令和6年10月31日に文部科学省が調査結果を公表した、児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査につきましては、全国の状況を調査、分析することにより、教育現場における生徒指導上の取り組みをより充実するとともに、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見、早期対応、不登校児童生徒への適切な支援につなげていくものであります。

調査結果につきましては、議員おっしゃるように、小中高等学校等におけるいじめの認知件数が、令和4年度から5万620件増の73万2,568件で、3年連続の増加、いじめの重大事態の発見件数は387件増の1,306件、暴力行為の発生件数は1万3,561件増の10万8,987件、小中学校における不登校児童生徒数は4万7,434人増の34万6,482人で、11年連続増加となり、全て過去最高となっております。

さて、議員ご質問の本町の小中学校の不登校人数といじめの認知件数ですが、まず、不登校児童制度の人数ですが、不登校とは、特別な理由なく学校に行けなくなつて30日以上たっている児童生徒であり、令和6年10月末現在、小学校2校で7人、中学校は22人の合計29人となっております。なお、昨年と同時期では、同じ29人でありました。

次に、学校以外の居場所づくりを含めた本町の不登校支援につきましては、本年9月定例会におきまして、高田議員の一般質問で回答させていただきましたが、10月より毎週土曜日、保護者の方々が相談できる場所及び不登校児童生徒の居場所となるよう、信貴山下駅前の子育て支援センター内に「ふらっと」を開設いたしました。開設初日から、保護者の方々や児童生徒に利用いただいている状況であり、当面の間、学校以外の居場所の柱として継続してまいりたいと考えてお

ります。また、今後におきましては、現在運用しております「ふらっと」を通じて、保護者の方々や、児童生徒のニーズを把握し、検討してまいります。

次に、いじめの認知件数ですが、前年度から24件減の5件、そのうち解消済みの件数が3件で、残りの2件につきましては、解消に向けて現在取り組んでおります。なお、いじめの重大事態は、令和5年度も含めて発生しておりません。

以上のように、本町では、令和5年度より件数が減少している傾向であり、重大事態の発生も見受けられない状況であることは、教職員がふだんから児童生徒の様子や変化などの気づきのポイント等の重要性を認識しており、児童生徒と真摯に向き合い、家庭訪問による保護者とのつながりも重要視し、いじめは絶対許されないという意識を醸成することで、いじめを未然に防ぐことができているものと考えております。

また、いじめ問題につきましては、チーム学校としての対応が求められることから、教職員間での連携をはじめ、警察等の関係機関との協力を通じて、迅速かつ適切な対応ができる体制を整えることにより、いじめの重大事態に対しても対処できているものと考えております。今後におきましても、子ども達が安心して学び成長できる環境を整えるため、教職員一人ひとりが意識を持って行動してまいります。

なお、奈良県では本調査結果を受け、いじめの問題に関する研修会が今月に開催される予定となっていることから、本町教職員も出席し、その内容を今後の対応に生かしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

3番（南田善紀） 議長。

議長（辰己圭一） 南田議員、再質問を許します。

3番（南田善紀）（登壇） 今、不登校について、いじめについて、それぞれ回答をいただきました。

まず、いじめについて、件数が減っているというような報告がありましたが、これは決して三郷町がいじめに対して先進的な取り組みをしているからというようにではなく、いろんなタイミング、児童の関わりというようなことで、今、一時的に減少しているものだと考えております。その中で、重大事態のいじめについて、今年度はなく、これからもその傾向が見られないというのは、これは非常に評価できることだと考えております。

まず、何よりも子どもの命を守る、この行動がすごく大切であると考えています。子ども同士のいじめの中で、子どもが自分の命を守る行動を取れないから、全国的に自分の命を絶っていく子どもが絶えない。これは大人達が向き合っていない状況がまだまだあるからだと僕は思います。こんなことぐらいで、こんなことにならないだろう、このぐらい大丈夫だろうというような安易な気持ちではなく、全ての子ども達の命を守るのは大人達の役割であると思っております。

これが今、三郷町でできているというようなことは、部長がおっしゃったように、日々行政や学校の先生、また、家庭と連携して子どもの様子を見て、小さなところも見逃さずケアしている経過だと思っておりますので、今後も続けて、子ども達の命を守る、これを第一にした対策というのを取っていただきたいと思えます。

もう1点、不登校の対策について、図書館の1階ですね。「ふらっと」が10月より開かれたということは、大変喜ばしいことだと思っております。いろんな側面で不登校の対策というのが必要になってきています。

まず、目的と手段、これが大切だと考えておりますが、目的は、子ども達が健やかに成長していく環境をつくること。フリースクールであったり、そのほかの多様化学校の推進、こういったものは手段の一つと考えております。また、その手段の一つとして、三郷町ではインクルーシブ教育を推進しておりますが、これは私も大いに賛成して、推進していきたいと思っております。

インクルーシブ教育、全ての子ども達が一緒に学び通室するわけではなく、原学級で共に学び合うというような学習方法です。その中で、その中になじめない児童生徒がいるという状況の中で、少人数学級、少人数クラスを各小学校、中学校でもやっていただいていると伺っております。もともとは1人、2人から始まった少人数学級は、現在ニーズが多くなり、たくさんの児童生徒が集まって、決して少人数にはなっていない現状があると聞いております。これについて、ニーズがあるならば今後どのように進めていくのか、この点について改めてお聞かせいただきたいです。よろしく願いいたします。

教育部長（渡瀬充規） 議長。

議長（辰己圭一） 渡瀬教育部長。

教育部長（渡瀬充規）（登壇） 失礼します。南田議員の再質問にお答えさせていただきます。

確かに議員おっしゃるように、当初は1人、2人だったのがだんだん増えてきて、少人数学級ではなくなっているというのが現実でございます。やはり人数が少ないから登校できるという人もいてますと思います。逆に増えたから、逆にやってた子が行けないという可能性もございます。しかしながら、北小はご存知のように、空き教室不足とか職員不足といった課題がございますので、今後少人数から、今の大きい人数から、さらにそれを分けていくということもちょっと考えていく必要があるかもしれませんが、今述べさせていただいたとおり、いろんな課題もございますので、今後は学校と協議しながら、ちょっと検討してまいりたいなと思います。

以上でございます。

3番（南田善紀） 議長。

議長（辰己圭一） 南田議員、再々質問を許します。

3番（南田善紀）（登壇） 失礼します。さまざまな学校で教室や人員の不足、課題というのはもちろんあるかと思えます。その中でできること、ニーズがあるというようなことを認識しながら、今子ども達がどういうことで困っているのか、子ども達を健やかに育てていくためにどのような手だてが必要なのか、改めて検討していただいて、できる限りの中でまた増やしていく、予算が足りなければ予算を検討していく、人が足りなければ人を探していく、場所が足りなければ場所を検討していく、そういったことを考えていっていただきたいなと思います。

昨年、令和5年度に「こども家庭庁」ができて、こども基本法の中にこどもまんなか社会というような、この指針が出されました。これは子ども達、そして若者、また、子育て世帯の人達を中心に、社会全体でこの人達を見守っていこう、この人達を真ん中に据えて社会を成していこうというような、こういった考え方です。

これは、木谷町長が打ち出したすこやか未来都市さんごう、この理念とも一致する考え方だと思います。世の中にはさまざまな課題があって、高齢者の課題、女性の人権、外国人の人権、いろんな人権、いろんなものは置いていけないかと思いますが、いま一度、子どもを真ん中に据えた社会、これをもう一度、いま一度、行政、住民、我々議員も一緒になって考えていく必要があると考えております。真ん中とはどういうことなのか。どれも置いていってはならない課題やけども、その中でも子育てをみんなですしていこうよと。このこどもまんなか社会を推

進していくように、木谷町長が掲げたすこやか未来都市を皆さんで実現できるように、共に頑張っていきたいと思っております。これを宣言というか、お互いに確認して、私の1問目の質問を終わりたいと思います。答弁は結構です。

以上です。

議長（辰己圭一） 1問目の質問は終了しました。

次に、2問目の質問に移ります。

3番、南田善紀議員。

3番（南田善紀） 議長。

議長（辰己圭一） 南田議員。

3番（南田善紀）（登壇） 失礼します。それでは、2問目、「日本語学校生徒への苦情内容と今後の取り組みについて」質問いたします。

昨年10月に、FSS35内にハウディ日本語学校が開校し、1年がたちました。開校当初よりたくさんの方の苦情や問合せがあり、昨年の12月議会で、外国人学生と地域をつなぐかけ橋となっていたいただきたいと思います。その後も私の下に、学生についての問合せが絶えることはなく、特に本年10月以降は多くなっております。もちろん三郷町役場にも問合せが来ているかと思っております。問合せや苦情連絡の件数や内容について教えてください。

また、地域への説明を私は求めましたが、文化祭などのイベントを通じて交流を図ると回答されました。1年たち苦情が増す現状として、地域での理解が進んでいるようには思えません。この1年での取り組みと、今後の方針についてお聞かせください。

総務部長（加地義之） 議長。

議長（辰己圭一） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼いたします。それでは、南田議員の2問目のご質問にお答えさせていただきます。

FSS35キャンパス6号館にあるハウディ日本語学校につきましては、令和5年10月に開校されました。そして、この10月にも新たに12人が入学し、現在は留学生が100人在籍しております。ハウディ日本語学校は、立野南2丁目にある三室山コープタウンに留学生の寮を設けており、ほとんどの留学生は、この学生寮から通学しております。多くの外国人留学生が入居したことにより、文化や習慣の違いから、議員のご質問にあるような問合せが寄せられていると思

われます。

これまでの町のほうに寄せられた苦情といたしましては、近隣住民の方1名から9件、自治会長から1件、匿名の方から1件の合計11件の苦情が寄せられています。主な苦情の内容といたしましては、「深夜に外国人が集まって騒いでいる」といったものが多く、そのことは日本語学校にも伝えており、学校側も学生に指導するなど、苦情が寄せられるたびに速やかに対応していただいております。

また、日本語学校では、入学時のオリエンテーションにおいて、日本で生活する上でのルールやマナーなどの教育に加え、西和警察署の協力を得て、生活安全に関する指導もされていると聞いております。

次に、町が実施しております留学生との交流事業につきましては、中学校では1年生を対象に、留学生による母国の民族舞踊の披露などを行う交流会の実施や、SDGs祭で母国の文化を紹介する掲示物の出展が行われております。また、小学校では、5年生で異文化理解の学習において留学生を招き、遊びや文化の紹介をしていただいております。そして、二十歳の集いには二十歳になる留学生9人が、町内の若者と一緒に式典に参加しております。そのほかには、町民マラソン大会、三郷町スポーツ祭、町民文化祭などの町の事業に加え、地域の秋祭りや大和川フェスティバルにも積極的に参加いただいております。

今後町といたしましても、留学生と地域住民のコミュニケーションが円滑に進むよう、引き続き取り組むとともに、外国人に対する偏見や差別が生じないように、共生社会の実現に向けて、努めてまいりたいと考えているところでございます。

3番（南田善紀） 議長。

議長（辰己圭一） 南田議員、再質問を許します。

3番（南田善紀）（登壇） 昨年12月に質問した際は、外国人が増えたことによって、いわゆる問題行動、多人数で道端に座り込むであったり、音楽を鳴らしながら歩くであったり、夜中に集まるであったり、こういったことがたくさん見受けられるということで、これに対してどのように対応するかというような質問をさせていただきました。

1年たった今としては、こういった外国人の問題行動は随分減ったかと思いません。まだ一部あるかもしれませんが、私の中では、私は立野のほうに住んでおりますが、あまり大きくは見受けられなくなりました。以前は10人、15人で歩いていたような姿もよく見受けられましたが、最近では4人、5人ぐらいで通学

する姿は見受けられますが、地面に座り込むとか、そういった姿は見られなくなりました。

ただ、私が今懸念するのは、今部長がおっしゃったように、住民のほうからのヘイト、差別意識というのが高まってはいないかというようなことです。こうならないがために、かけ橋になるようにというふうをお願いしておりました。今、部長から説明いただいたように、いろんな事業に参加していただいています。いろんなところで顔合わせをして交流をすることによって、お互いのわだかまりであったりとか、誤解というのが解けていくかと思えます。

また、1年たって、先輩、後輩、学生達の先輩、後輩というのが出てきて、先輩から後輩に、日本に来たらこういうふうにごすんだよというようなことが、きっと受け継がれていくと思えます。行く行くはこれが定着して行って、学生達というのの問題行動というのは、ぐっと減っていくかと思えますが、やはりこの1年間、住民からの苦情に対してどのように丁寧に対応していくか、どのように向き合っていくかは行政の責務であると思えます。

私の下には、本当にたくさんのお問合せが来ています。トータルの電話時間は数十時間に及んでおります。今回は、はっきりと住民の皆様には、私はこの学校を応援する立場でこれからも接していきますというふうに申し上げます。私も応援していきますので、町としても、やはり苦情に対して、住民達は不安なんです。何をしているのか、どうやって外国人の方達が過ごしているかが分からない。その気持ちに寄り添って、住民への説明、また、かけ橋というのを改めてお願いしたいなと思えます。

また、このあとにもいろんな行事、顔を合わすことがあると思えますので、共に積極的な機会を持って、南田は議会のここに立ったら外国人の話をしよると、こういうようなイメージも持たれるかと思えますが、いろんな不安はあると思えますが、よその近隣の町に比べて、これがチャンスになるように、これが三郷町のメリットになるように、ぜひつなげていていただきたいと思えます。

これで私の質問を終わります。答弁は結構です。

以上です。

議長（辰己圭一） 2問目の質問は終了しました。

続きまして、関連質問として、2番、吉村今日子議員。

2番（吉村今日子） 議長。

議長（辰己圭一） 吉村議員。

2番（吉村今日子）（登壇） 議席ナンバー2番、吉村今日子です。

南田議員の質問で、町のほうもさまざまな取り組みをしていることが分かりました。地域の方と留学生との関係の構築は、やっぱり一朝一夕にはいかないと思います。ハウディ日本語学校のほうも開校して1年、これからの取り組みが大事だと思います。

住民の中には、急に外国人が増えて怖い、そう感じられた方もおられ、夜遅くまで大きな声が聞こえる、道路上で騒いでいる、そういった声も聞きます。日本語学校のほうも、留学生の生活のサポートに力を入れておられます。定期的な寮内の点検やごみ出しサポートを行い、先ほど町からありましたように、西和警察のほうから来ていただいて講習を行うなど、取り組みもされています。夜遅くまで騒いでいるという地域住民からの声に、その原因が母国でのお祭りの時期と分かり、今年はその行事を学校で行うなど工夫もされています。

国や地域が違えば、習慣も風習も違います。留学生には、日本の文化に触れて、知ってもらい、町民には相手の国の習慣、風習、彼らの文化を学び、お互いに認め合い、理解を深める取り組みが重要です。留学生は約2年ごとに入れ替わるので、常に考えていかなければならないことです。町もさまざまな取り組みをしていただいております。留学生が日本の文化を学ぶ機会や、地域住民が留学生の母国などの異国の文化に触れるイベントなど、引き続き機会を捉えて行っていただきたいと思います。また、イベントの開催やその内容、その様子なども広報などで知らせていただき、全町民に周知いただけることも大事かと思います。

2015年に国内初の公立日本語学校を設立した北海道の東川町では、盆踊りや町の行事で交流を深め、顔なじみとなり、地域に溶け込んで留学生は生活しています。留学生がいることで町も活気づき、食堂や飲食店などにもぎわい、経済効果も生まれているということです。三郷町でも、留学生が寮として三室山コープタウンに住み、立野地域に住む方が増えれば、三郷駅周辺の活性化も期待できます。

留学生は、ハウディ日本語学校で学んだ後、介護や自動車整備などの専門学校へ進学される方が多いと聞きます。三郷町で過ごした経験が、彼らにとって来てよかった、住んでよかった、また来たい、そう思えるものであれば、資格を取得した後、三郷町で仕事に就き、生活してくれる方も出てくるのではないでしょう

か。外国籍の方だけではなく、さまざまなバックグラウンドを持つ方が町内にはいます。そういった方に対してでもお互いに認め、共に生きる社会、住み続けたい魅力ある、すこやかなまち三郷町となるよう、より一層努めていただきたいと思います。

町のお考えを聞かせていただいて、私の質問を終わります。

総務部長（加地義之） 議長。

議長（辰己圭一） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 吉村議員の再質問のほうにお答えさせていただきます。

今いろいろお話しいただきました。議員おっしゃるとおりであると思います。そのような形で、町としても引き続き進めていきたいなと思います。その一方で、やはり交流を持った方々からは、好印象を持たれているというお話もたくさん聞かせていただいております。苦情だけではないということ、ここでは申し上げたいというふうに思います。

そしてまた、共生社会ということで、檸檬会のほうも掲げる理念であります。そして、また、F S S 3 5 キャンパスというところも、そちらをコンセプトに挙げ、共生社会の実現に向けて進めているところでもあります。全住民が全員活躍できる、生涯活躍できるまちを目指しまして、今後も引き続き継続的に、これまで以上に交流を図って、多文化共生の社会の実現に向けて取り組んでまいりたいと思いますので、またご理解のほどよろしく願いいたします。

議長（辰己圭一） 以上で、3番、南田善紀議員の質問及び2番、吉村今日子議員の関連質問を終結します。

それでは、ここで暫時休憩といたします。再開を2時45分とします。

休 憩 午後 2時29分

再 開 午後 2時45分

議長（辰己圭一） 休憩を解き、再開いたします。

続きまして、通告順4番、辰己圭一、私の質問ですので、副議長と議長の職務を交代します。

議会事務局長（ウェゼル雅子） それでは、澤副議長、議長席にお着きください。

副議長（澤 美穂） それでは、これより議長の職務を行いますので、よろしく願いいたします。

12番（辰己圭一） 副議長。

副議長（澤 美穂） それでは、12番、辰己圭一議員。

12番（辰己圭一）（登壇） 議席番号12番、辰己圭一でございます。

それでは、職務を代行していただいております副議長のお許しをいただきましたので、この時間は一議員として、通告書に基づきまして、「公共用地における街路樹・公園の樹木等の適正な維持管理について」質問をさせていただきます。

公園の樹木や街路樹などの公共用地における樹木等は、道路や周辺の景観を快適にするほか、道路の安全確保や延焼を防ぐ防災機能、遮音や遮光、二酸化炭素吸収など、環境を守る機能や人間に潤いを与える重要な機能、役割があり、近年は夏の猛暑日の涼を取るための役割も担っております。

しかしながら、植栽後、年数が経過し、大木化が進んでいる公園の樹木等もあり、台風による倒木などの危険性の高まりや、民家への樹木枝の越境、また、歩道の街路樹においては、樹木の根上がりによって歩道を持ち上げ、倒伏の危険性が高まったり、小学校の通学路でもあります歩道で、人の目の高さに生えている枝などによる通行への支障も起きております。

また、街路樹の場所によっては、見るだけで心を痛めるような、ぶつ切りや枝下ろしもあります。これについては、強剪定をせざるを得なかったのかも分かりませんが、強剪定は緑陰の確保ができないだけでなく、腐食させる菌が入りやすく、樹木を傷めやすい状況になってしまいます。

このような状況を踏まえ、ただ単に立っている木ではなく、生き物としての樹木を適正に管理、育成し、街路樹の持つ機能、役割を最大限生かし、町民生活に役立てる姿勢が必要だと考えます。

そこで、町として、緑化の重要な要素である公共用地における樹木や街路樹に対する認識と、剪定頻度や方法についてお伺いします。

まず、公園の樹木や街路樹の計画的な維持管理の指針等は作成しているのか。

次に、剪定作業を行うに当たっては、目標とする樹形及び方針について、十分に協議、検討を行っているのか、もしくは維持管理業務委託の仕様書のようなものがあるのか、これらについて町の現状を教えてください。よろしく願いいたします。

環境整備部長（安井規雄） 副議長。

副議長（澤 美穂） 安井環境整備部長。

環境整備部長（安井規雄）（登壇） 失礼いたします。それでは、辰己議員のご質問に

お答えさせていただきます。

街路樹や公園の樹木には、議員ご指摘のように、さまざまな機能や役割がございます。街路樹は景観、環境、防災、交通安全の観点で重要な役割を担っています。具体的には、町並みに統一感を与え、沿道景観に彩りや季節感、潤いをもたらすことができます。また、緑陰を形成し、夏の日差しを和らげ、周囲の気温上昇を抑えることで、ヒートアイランド現象の緩和、二酸化炭素を吸収することで、地球温暖化防止にも役立ちます。

それ以外にも、ヘッドライトの防眩効果による交通安全効果や、火災時の熱吸収低減による延焼防止効果などが挙げられ、公園の樹木についても同じような役割、効果が期待されます。このように、我々が社会生活を営む上で緑が持つ役割はとても大きく、快適で安全な生活を実現する上では必要不可欠なものであります。

本町では、道路の街路樹について、管理指針等は作成しておりませんが、年1回の枝剪定を実施しております。町全体で約920本の街路樹があり、春から夏の間には伸長した枝葉について、例年9月から10月にかけて枝の剪定を行っております。また、公園及び緑地の樹木についてですが、道路と同様に管理指針は作成しておりませんが、5年に1回を目安として剪定を実施しており、対象樹木約440本について計画的に剪定を行っております。

道路の街路樹が公園の樹木と比べて剪定頻度が高いのは、街路樹が直接交通の支障となることや、落ち葉などの周辺への影響が大きいことを考慮しているためであります。なお、街路樹による歩道の根上がりや通行の支障となる胴吹き枝が発生した場合は、随時対策工事を行っており、個人敷地へ枝が越境した場合や、大木のため倒伏のおそれがある場合なども、剪定を前倒しで行ったり、伐採したりするなど、必要に応じて柔軟に対応しております。

街路樹や公園の樹木がさまざまな役割を担っている一方、苦情やクレームが多いことも事実でございます。内容といたしましては、落ち葉が道路や個人の敷地に堆積してしまうこと、樹木自体が害虫や鳥のふん害の発生要因となってしまうことなどが挙げられます。

本町といたしましては、街路樹の緑が持つ機能や効果は十分認識しておりますが、その一方で、近隣にお住まいの方の住民感情にも配慮した上で、維持管理を行うことが求められています。このことから、議員ご指摘のように、やむを得ず

強い切り詰め剪定を行わざるを得ないこともございます。樹種に応じて適正な樹形に育成し、維持管理していくことが理想であることは重々主承知しておりますが、多くの方にとって快適な道路、公園環境が形成されるよう、近隣の方や地元自治会のご意見も参考にさせていただきながら、適正な維持管理の在り方を今後も模索してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

12番（辰己圭一） 副議長。

副議長（澤 美穂） 再質問を許します。

12番（辰己圭一）（登壇） それでは、再質問させていただきます。

ただいま安井部長から答弁をいただきました。樹木を生き物として扱い、剪定や伐採を必要に応じて対応されているということですが、ただ、正直言います、今、安井部長の話にもありましたとおり、街路樹が約920本、公園等の樹木が約440本もある中で、維持管理をする担当課の職員は本当に大変だと思います。

確かに町民の方からクレームや苦情、要望といった形で、問合せがないと、なかなか気づかないところもあるのも無理はないかなと思います。いずれ樹木の維持管理も、今後DX化していくと思いますけども、私も気づけば、その都度報告はさせていただきたいと思います。

ついでに言いますと、文化ホールの下のゲートボール場の北側に公園があるんですけども、その公園に大きな樹木がありまして、これも結構大木化しておるんですけども、見たらすぐに分かると思うんですけども、隣の民家まで太い枝が越境しているので、これ、また見に行ってください、ちょっとまた対処してもらえよう、よろしく願いいたします。

今、樹木や街路樹に対しての認識と、剪定頻度や方法については詳しくお答えをいただきましたが、剪定作業について、もう少し詳しくお伺いをいたします。

植木等の維持管理の指針等は作成していないということですが、今後は樹木の管理方法や安全対策、街路樹等の必要性を再認識していただくために、策定をして町民の皆さんに示すべきだと思いますけども、いかがでしょうか。また、樹木の剪定作業を行うに当たっては、目標とする樹形の設定がなく、樹木の維持管理に関する剪定業務は、入札等で選定された事業者が行っておりますが、維持管理業務委託の仕様書が、言うたら詳しい仕様書がないため、質の高い維持管理

が実施できていないのではないのでしょうか。また、入札価格のみでの評価による事業者選定となるため、事業者の作業のレベルに差が生じていないのでしょうか。

行政にとっても、町民にとっても、工事費が安いほどありがたいのですが、後先考えずに、ただ単に樹木をぶつ切り状態にして、樹形を保てず最悪枯れるようなことになれば、かえって町民にとっても不利益を被ることになりかねません。こういったことにならないようにするために、管理業務委託の仕様書を作成しておく必要があるかと思えます。

先ほどの維持管理の指針の策定と、剪定業者に委託する内容をしっかりと書いた管理業務委託の仕様書について、この2点について、今後どのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

環境整備部長（安井規雄） 副議長。

副議長（澤 美穂） 安井環境整備部長。

環境整備部長（安井規雄）（登壇） 失礼します。辰己議員の再質問のほうにお答えさせていただきます。

先ほどいただきました管理指針についてですが、答弁でもお話しさせていただきましたように、現在作成はしておりません。ただ、他自治体の例とか、こういった管理指針を作成されているかというところを、ちょっとまた調査から始めさせていただいて、今後どうするかというところを検討させてもらいたいなというふうに思います。

もう一つ、お話しいただきました、業者発注する場合の仕様書に関してでございます。当然仕様書、作成した上で、何というんですか、入札ということにさせていただきます。その仕様書の内容に関しましても、一定画一的なものということになってしまうと、地域性やその環境とか、さまざまな状況がございます。そういったところで、現在契約した業者と、必要に応じては立会いして、剪定の時期、また、内容等細かく指示しております。そういった形で、地域性を考慮しながら柔軟な対応を行っているということで、ご理解いただきたいなというふうに思います。

また、業者のレベルの差のところにつきましても、繰り返しになるんですけども、そういった剪定の内容を細かく現場で打合せした上で、今行っておりますので、そういったところも気をつけながら対応していきたいなというふうに思います。

以上でございます。

12番（辰己圭一） 副議長。

副議長（澤 美穂） 再々質問を許します。

12番（辰己圭一）（登壇） ただいま安井部長から答弁いただきましたけども、維持管理の指針については今後検討していくということで、なぜかというのと、やっぱり町民の皆さんに、街路樹という存在そのものの意義というか、なぜそこにあるのかというのを再認識していただくと、当然秋になったら落ち葉が落ちますけども、ただ、邪魔な木の葉っぱを掃除するのになというのと、まちにとっても緑の一環として、街路樹の樹木であったり公園の樹木というのは大事なものとということを認識してもらって掃除するのと、また意味合いが全然違うと思うので、そういった意味で、町のホームページに載せるか何なりしてもらえたらなと思いました。

そしてまた、業者に対しての委託業務管理の仕様書というのも、今、密にちゃんと事前に打合せをして、工事をやっていただいているということなので、それは引き続き、きっちり説明をして、入札に入る前に、この工事はこういうことで剪定をしますということをしつかりと説明をしてもらった上でやっていただけたらなと思います。

最後に倒木のおそれがある、危険の箇所について質問をさせていただきます。

樹木の知識を持った職員さんというのは、現在何人ぐらいおられるのか教えていただきたいのと、当然私は樹木に対して知識を持ち合わせておりませんので、ちょっと何とも言えないんですけど、例えば立野の元自治連合会館の前に、龍田古道ですよ。あそこに桜の木がずっと植わっているんですけども、ちょうど自治会館の斜め前ぐらいに、なかなか大きい幹の桜の木があるんですけども、それを見ていますと、近所の方もおっしゃっていたんですけども、何かちょっと穴が空いてて、害虫が食い荒らしているような感じになっているので、それって大丈夫なのかなと思ったりするときもあるんですけども、そういった木というのに対して、職員さんが見て分かるものなのか、それとも樹木医さんと呼んできて見てやるのか。そこは職員さんが独自に調査するのかというのは分からないんですけども、どういった対処をされているのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

やはり倒木というのは、この頃よくテレビでやっているんですけども、人の命

に関わるものなので、この三郷町においては、強風による倒木は年に数件発生しておるんですけども、町の事例では、これまで幸いにも物損の賠償で済んでおりますけども、全国的な事故事例を調査すると、類似の事例において、歩行者等の命が奪われたりとか健康が奪われたりとかして、担当職員の安全管理上の役割について、刑事責任に問われたことになった例がございます。

これ、万が一職員さんが過失罪という形で罪に問われて、幾ら執行猶予ついたとしても禁錮刑以上の形が課せられると、三郷町は失職の特例というのがございませんので、自動的に免職、失職となります。こういったことも、早急に三郷町として対応する必要があるかと思っておりますけども、ちなみに平群町であったり斑鳩町であったり、近隣の町は既に、職員の失職に関する特例を設けております。

何が言いたいかといいますと、町民の皆さんが安全に、安心して暮らせるように、倒木のおそれがある危険箇所を把握しておくことが本当に必要なと思っておりますけれども、国交省が公表しています街路樹管理マニュアルというのがございますけども、こういったものを職員さんが参考にして、しっかりと対応していくことが大事だと思いますけども、最後に、こういった対応、今後の対応について、どういうふうにご検討されるのか、その辺を聞かせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

環境整備部長（安井規雄） 副議長。

副議長（澤 美穂） 安井環境整備部長。

環境整備部長（安井規雄）（登壇） それでは、辰己議員の再々質問のほうにお答えさせていただきます。

まず、ご質問いただいた中で、樹木の専門知識を持った職員は何人いるかというところなんですけど、専門の知識を持った職員というのは、今のところはいないかなというふうに認識しております。

あと、いろいろご提案いただいた中で、穴の空いた木があるということで、先ほど澤議員のほうからもご質問いただいた、クビアカツヤカミキリによる樹木の空洞化というところもありますので、そこは担当のものづくり振興課のほうで、他のそれぞれの施設で管理している部署にも、桜の木とか多々ありますので、そういったところの職員を対象に、研修会をしたりとかも今年度してくれていますので、そういったところで、穴の空いた木であるとか、危険性というところの共通認識を持つような形というのは、今後も続けさせてもらいたいなというふうに

思いました。

また、倒木の確認というところなんですけども、当然、今、主に街路樹と、あと、公園の樹木に関してお答えをさせていただいているんですけども、担当の都市建設課のほうでは、特に冬場はなかなか難しいんですけど、夏場でしたらパトロールで、全く葉が茂っていない樹木等、これはかなり目を光らせてくれています、そういった木を見つけると、すぐに伐採する、職員のほうですぐに伐採したりとか、そういったことも今行っていただいております。そういったところの目配りが必要かなというふうに思いますので、そういったところも、ほかの部署も含めて、また共有できたらなというふうに思います。

最後に、街路時の管理マニュアルということで教えていただきましたので、私自身もマニュアルを見たことございませんので、一度確認させていただいて、また部の中でも共有していきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

副議長（澤 美穂） 12番辰己圭一議員の質問は以上をもって終結します。

辰己議長のご一般質問が終結しましたので、私は降壇させていただきます。

議会事務局長（ウェゼル雅子） それでは、辰己議長、議長席にお着きください。

議長（辰己圭一） それでは、1番、神崎静代議員。一問一答方式で行います。

1番（神崎静代） 議長。

議長（辰己圭一） 神崎議員。

1番（神崎静代）（登壇） 議席番号1番、神崎静代でございます。

それでは、まず、最初の質問をさせていただきます。「三郷町地球温暖化対策実行計画について」です。

地球温暖化が近年急速に進んでおり、今年の夏には、これまで以上に猛暑や豪雨など異常気象が頻発しました。世界中で、地球温暖化の対策として、温室効果ガスの排出削減の取り組みを一層進めなければならないと思っております。

2008年6月に地球温暖化対策に関する法律が改正され、それに基づき、三郷町では、すみません。もう一回戻ります。すみません。2008年6月に地球温暖化対策に関する法律が改正され、各自治体の区域全体の自然条件、社会的条件に応じた施策を盛り込んだ、実効的な温暖化対策を取りまとめることが、都道府県及び指定都市等の自治体に義務づけられ、市町村も努力義務として定められました。それに基づいて、三郷町では、地球温暖化対策実行計画事務事業編を2

019年に策定、2023年3月には区域施策編を策定いたしました。

区域施策編は、三郷町全体を対象に、温室効果ガスのうち日本ではCO₂が全体の9割以上を占めること、省エネや再生可能エネルギーの導入等によって、住民や事業者の取り組みで削減が可能なことから、CO₂のみを対象にして、中期目標として2030年度までに2013年度比46%削減、長期目標として2050年度に100%削減し、CO₂実質排出ゼロを目指すという内容のものです。

CO₂排出削減目標達成のために、1、再生可能エネルギーの普及促進、2、省エネの促進・普及、3、地域課題の解決につなげる脱炭素のまちづくり、4、ごみの減量化・資源化の促進、5、脱炭素先行地域でのCO₂排出ゼロの取り組みという五つの重点プロジェクトを定めています。

この五つの重点プロジェクトの一つである脱炭素先行地域での取り組みは、事業の遅れから国の補助金が受けられず、事業を断念いたしました。この事業の停止によって、2030年度の中期目標である46%削減が達成できないのでしょうか。目標の達成が難しい状況だったら、計画の見直しが必要と思いますが、町はどのように考えていますか、現状と今後の見直しについてお答えください。

環境整備部長（安井規雄） 議長。

議長（辰己圭一） 安井環境整備部長。

環境整備部長（安井規雄）（登壇） 失礼いたします。それでは、神崎議員の1問目のご質問にお答えさせていただきます。

平成20年6月に地球温暖化対策の推進に関する法律が改正され、各自治体における区域全体の自然的条件、社会的条件に応じた施策を盛り込んだ実質的な温暖化対策を取りまとめるよう、都道府県及び指定都市等の自治体に義務づけられ、市町村におきましては努力義務とされました。

本町では、平成31年1月に、三郷町役場の事務事業により排出されるCO₂を対象とした事務事業編を策定し、令和6年1月に改訂を行いました。また、対象を行政、住民、事業者等、町全体にまで拡充した区域施策編を令和5年3月に策定いたしました。

区域施策編の計画期間は、令和5年度から2030年度までとし、2030年度までを中期目標年次、2050年度までを長期目標年次として、将来像を設定しております。また、当該計画の中では、2030年度の中期目標年次までの中

間年度となる2026年度を目途に、社会情勢や国の動向等に対応するため、事業の進捗状況等を踏まえて、計画の見直しを行う旨を記載しております。

議員ご指摘のとおり、区域施策編におきましては、五つの重点プロジェクトの一つとして、脱炭素先行地域でのCO₂排出実質ゼロの取り組みが明記されております。当該事業におきましては、FSS35キャンパス内施設、農業公園のどか村、三室山コープタウンを対象地域とし、FSS35キャンパスでは、停電対応型コージェネレーションシステムの導入や、照明のLED化等の省エネ改修、のどか村には太陽光発電を設置し、三室山コープタウンやFSS35キャンパスに電気を供給するなど、ほか多数の事業を実施する予定でありましたが、実際に実施した事業は、FSS35キャンパス施設のLED化のみであり、脱炭素先行地域に関係する事業を停止したことによる、CO₂削減目標達成への大きな影響は避けることができません。

しかしながら、現在、脱炭素先行地域に代わる新たな計画を見いだすことは難しいことから、まずは現在CO₂削減目標に向けて実施しておりますその他の事業、太陽光発電の普及促進に向けた各種補助金、省エネの普及に向けたZEH補助金など、補助金事業のさらなる普及促進につながるよう、住民への周知を積極的に行い、既存事業の強化を図ってまいりたいと考えています。本実施計画が努力義務であるとはいえ、基礎自治体としてCO₂削減への取り組みは必要であると考えており、2026年度の間見直しをもって、脱炭素先行地域の計画を削除するとともに、新たな実行可能な事業を模索しながら、実行計画の見直しを行ってまいりたいと考えています。

以上でございます。

1番（神崎静代） 議長。

議長（辰己圭一） 神崎議員、再質問を許します。

1番（神崎静代）（登壇） 脱炭素先行地域での取り組みがなくなり、2030年度までの目標を達成するのは、かなり困難な状況であるということでした。2026年には、計画を見直すというお答えだったと思います。

しかし、最近の気象状況を見ていますと、本当に温暖化のスピードが加速されているように感じます。COP21で採択されたパリ協定では、196か国が、世界の気温上昇を産業革命前と比較して1.5度に抑えることに同意しましたが、世界は既にこの温度に危険なほど近づいています。現在のペースで進めば、今後

5年以内に1.5度を超える可能性が高いという予想もされています。COPが掲げている1.5度に抑えるためには、CO₂排出をいかに抑えるかということだと思いますが、なかなか難しい課題です。

CO₂排出を抑えるための施策を、しっかりと考えていかなければならないと思いますし、町もそのように、また見直しのときにしっかりと考えていただきたいと思います。さて、先ほど太陽光発電とか省エネシステムの導入のため、促進のための補助制度に取り組んでいると、いろいろな制度に取り組んでいるという、ご答弁にありましたけれども、今取り組んでいる事業の利用状況、また、最近はそういうのが増えてきているのか、また、そういう利用促進のための啓発はどのようにされているのか、それについてお答えをお願いします。

環境整備部長（安井規雄） 議長。

議長（辰己圭一） 安井環境整備部長。

環境整備部長（安井規雄）（登壇） それでは、神崎議員の再質問につきまして、お答えさせていただきます。

地球温暖化対策に関連する補助金等の交付につきまして、ご質問いただきました。全部で現在8事業を行っております。

一つ目といたしまして、再生可能エネルギー発電システム設置事業補助金で、これは令和3年度20件の100万円、令和4年度32件の165万円、令和5年度で29件282万8,000円の実績があります。件数は若干減少しておりますが、交付額は増加傾向にございます。

次に、家庭用燃料電池設置補助金では、令和3年度で38件190万円、令和4年度で28件170万円、令和5年度で51件255万円といたしまして、増加傾向にございます。

次に、家庭用リチウム蓄電池設置補助金につきましては、令和3年度24件の120万円、令和4年度38件で195万円、令和5年度33件の308万2,000円になっておりまして、こちらもずっと増加傾向であります。一方、家庭用電気自動車充電設備設置補助金、住宅グリーン化事業補助金、太陽光初期費用ゼロ促進事業補助金につきましては、現在想定よりも件数が少ない状況であることも事実でございます。

次に、ごみ減量対策関連の補助金で、再生資源集団回収奨励金で、令和3年度36団体で319万円、令和4年度41団体で302万円、令和5年度で43団

体280万円と、団体数は増加傾向にございます。

次に、生ごみ処理機購入助成金では、令和3年度で10件で11万円、令和4年度23件66万円、令和5年度で26件で88万円と、こちらは件数、金額ともに増加傾向にございます。

以上、八つの補助金の合計ですが、令和3年度で745万1,000円、令和4年度では933万4,000円、令和5年度では1,293万4,000円となっておりまして、事業ごとの申請件数の増減はあるものの、全体といたしましては補助金額は増加傾向にございます。

今後これら補助金につきまして、導入することに対するCO₂削減効果や補助スキームなど、こちらを分かりやすく広報紙はもとよりホームページ、SNS等において周知させていただきたいなというふうに考えております。また、来庁せずにインターネットで申請いただけるような環境構築なども行いながら、より多くの方々に活用いただけるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

1番（神崎静代） 議長。

議長（辰己圭一） 神崎議員、再々質問を許します。

1番（神崎静代）（登壇） 増減があるものの、補助制度の利用もそれなりに増えてきているように思われます。先日、家の屋根に太陽光パネルを置くと、電気代が年14万円お得になりますような記事も載っておりましたので、利用するのに動機づけとなるような、そういったようなことも啓発活動の中でしていただけたらありがたいかなと思っています。

やっぱり本当にみんなで、何かちょっと食い止めるために頑張っていかなければならないと思いますので、そういう啓発に努めていただくようお願いして、答弁は要りません。これで終わります。1問目。

議長（辰己圭一） 1問目の質問は終了しました。

次に、2問目の質問に移ります。

1番、神崎静代議員。

1番（神崎静代） 議長。

議長（辰己圭一） 神崎議員。

1番（神崎静代） それでは、2問目の質問に移ります。「のどか村への浚渫土搬入について」です。

10月23日の全員協議会で、町から、大和川の浚渫による土砂1万6,000立方メートルを、今年度分として搬入すると報告を受けました。国直轄なので、農地転用の手続は必要ないとのことでした。なぜ国直轄だと農地転用手続が必要ないのか。手続をしなくても搬入できるのなら、初めからその方法で行えばよかったのではないのでしょうか。今回の土砂搬入についての経緯について、詳しく説明をお願いいたします。

それから、これは今年度ですけれども、浚渫土の搬入は来年度以降も行われるのか、行われるのならどのような方法で行うのか。それについてご答弁をお願いします。

環境整備部長（安井規雄） 議長。

議長（辰己圭一） 安井環境整備部長。

環境整備部長（安井規雄）（登壇） 失礼いたします。それでは、神崎議員の2問目のご質問にお答えさせていただきます。

去る10月23日の議員懇談会で報告させていただきました、農業公園信貴山のどか村におけます、大和川の浚渫土を活用した造成事業につきましては、大和川河川事務所より、国が実施する治水対策事業による仮置きという位置づけで、のどか村敷地内に浚渫土を搬入したいとの申し出がありました。株式会社農業公園信貴山のどか村に対し、その意向を確認した結果、浚渫土を受け入れてもよいとの回答があったことから、今年度分として1万6,000立米の浚渫土を、のどか村敷地内に搬入することとなったものであります。

なお、今回の浚渫土搬入に当たりましては、議員ご質問の農地転用の許可に関しましては、不要となっているものであります。その理由といたしましては、農地における農地転用の許可を要しない例外として、国または都道府県等が農地を転用する場合との規定があり、さきにも申し上げました、今回の国の治水対策事業による浚渫土の仮置きは、その例外規定に該当するためであります。しかしながら、当初の三者協定では、国の役割は、本来浚渫土をのどか村へ運搬するところまでであり、農地転用手続やその浚渫土を活用して造成工事等に関しましては、株式会社農業公園のどか村において実施しなければならないこととなっております。このことから、今年度の浚渫土搬入につきましては、のどか村以外に搬入する場所がないとの国の事情から、特例的に国の治水対策事業による仮置きに至ったものであります。

以上のことから、議員ご質問の中で、農地転用手続をしなくても搬入できるのなら、初めからその方法で行えばよかったのではないかとありましたが、今年度の浚渫土搬入に関しましては、あくまでも特例的なものであることから、今後浚渫土の搬入を継続するのであれば、繰り返しになりますが、株式会社農業公園信貴山のどか村において、必要な農地転用等の手続を行う必要があります。

最後に、本県における来年度以降につきましては、さきの9月議会の総務建設常任委員会においてご説明いたしましたとおり、地域防災拠点、広域避難所の整備は行わないという本町の決定により、のどか村園内への浚渫土搬入を中止するものではございません。別の事業目的を見だし、その目的を持って国が浚渫土を搬入することが可能であること、そして、株式会社農業公園信貴山のどか村が、農地転用等の申請手続や盛土造成工事等の造成に必要となる業務を主体的に行うのであれば、協定見直しや造成継続に向け、本町としてどのような協力ができるのかを検討していくことには変わりはありません。

いずれにいたしましても、三者で覚書、協定を締結した当時とは、本町の方針も大きく変わっていることから、事業の必要性やその効果につきまして、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

1番（神崎静代） 議長。

議長（辰己圭一） 神崎議員、再質問を許します。

1番（神崎静代）（登壇） 今回、今年度搬入する土砂の件については、あくまでも特例だということで、今後については三者で協議するというので、今の時点ではどうなるかということは決まっていない、分からないということだったと思います。

浚渫工事というのは、大和川の洪水対策ということで行われているわけですね。土砂、浚渫土の搬入の予定というので言えば、2022年3月15日の時点では41万立方メートルを予定していました。それに対して、22年度は2万9,100立方メートル、23年度は1,513立方メートルで、今回1万6,000立方メートルということですので、のどか村に搬入すると言っていた41万という数字から言えば、約1割ぐらい、のどか村に搬入する量としては、そのぐらいになるわけですね。

だから、土砂の量が30万とか41万とか言われている中には、三郷町のとこ

ろで浚渫したものだけではなくて、ほかのものも入っているのかもしれませんが、それにしましても、41万という数字から言えば、1割程度ということを考えたら、浚渫工事そのものはまだまだしないといけないんじゃないかなと思われるんです。

1問目の質問でもありましたように、本当に今の気象状況から見ますと、いつどこで豪雨になるかも分からない状況ですし、三郷町でも予想もできないような豪雨にいつ見舞われるかもしれないというような今の最近の気象状況ですので、浚渫土をどこに搬入するかは別として、しっかり洪水対策は行わなければならないと思います。

それで、量のこともありますけれども、三郷町の流域に関する浚渫工事というのでは、どれぐらいの土砂を浚渫する予定だったのか。また、どの程度まで浚渫工事が進んでいるのか、進捗状況についてお聞かせください。

環境整備部長（安井規雄） 議長。

議長（辰己圭一） 安井環境整備部長。

環境整備部長（安井規雄）（登壇） 失礼いたします。それでは、神崎議員の再質問にお答えさせていただきます。

今の三郷町流域の浚渫の予定はということで、聞いていただいていると思います。大和川における浚渫の計画につきましては、上流側は神前橋から下流側は大正橋までの区間におきまして、全体で約25万立方メートルの浚渫が予定されております。

このうち令和5年度末時点で既に約16万立方メートルの浚渫が完了しております。令和6年度では、JR三郷駅裏から少し上流のところ、約2万立方メートル、令和7年度では、さらにその上流部分で、約7万立方メートルの浚渫が行われるという計画となっております。

このことから、全体の計画といたしましては、令和7年度末で完了するという計画となっておりますが、大和川河川事務所の担当者からは、実施に当たりまして、予算の配分の状況等を踏まえながらと聞いておりまして、今後、若干の変更が発生する可能性はあるとは考えられますが、町といたしましても、計画どおり完了していただけますよう、国に対し申し入れをしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（辰己圭一） 2問目の質問は終了しました。

1 番、神崎静代議員の質問は以上をもって終結します。

それでは、2 番、吉村今日子議員の 1 問目は関連質問で終わっておりますので、2 問目の質問に移ります。

2 番、吉村今日子議員。

2 番（吉村今日子） 議長。

議長（辰己圭一） 吉村議員。

2 番（吉村今日子）（登壇） それでは、「高齢者に「高齢者優待券」の交付を」ということで質問させていただきます。

王寺町では、高齢者が外に出かけ、話し合い、楽しみ、心と体の健康を高めてもらえるように、やわらぎの手帳を 74 歳以上の方に交付し、バスカードや I C O C A カード、タクシー優待券など、交通手段の利用補助を行っています。斑鳩町では、高齢者の皆さんが、社会生活を拡大し、健康で楽しく生きがいのある生活を送るためとして、70 歳以上の方に、I C O C A や S u i c a、タクシー券のほか、入浴施設のあるいきいきの里やスポーツセンターのトレーニングジムが利用できる優待共通券など、高齢者優待券を交付しています。

三郷町でも、毎年度、敬老祝い品として、高齢者の方に予約制乗合タクシーの利用券や I C O C A カード、入浴施設の利用券や割引券など、選択できる高齢者優待券の交付は考えられないでしょうか。町の考えをお聞かせください。

住民福祉部長（辰巳政行） 議長。

議長（辰己圭一） 辰巳住民福祉部長。

住民福祉部長（辰巳政行）（登壇） 失礼します。それでは、吉村議員の 2 問目のご質問にお答えさせていただきます。

現在本町では、高齢者の方を対象に実施しております事業につきましては、敬老の意を表し、高齢者福祉の増進を図ることを目的に、70 歳になられた方には、誕生月に商品券を、88 歳になられた方には、米寿の祝い品として、9 月の敬老月間にカタログギフトを配布しております。そして、100 歳を迎えられた方に対しましては、お祝い金と記念品を贈呈しております。

また、高齢者の生活行動範囲の拡大と社会参加の促進を図るため、75 歳以上で、前年度の市町村民税非課税世帯の高齢者の方に対し、福祉タクシー券の利用料金を助成し、高齢者の福祉の増進に寄与しております。さらに、デジタルデバイドの解消を目的に、スマートフォンの購入助成や、聴力機能の低下により日常

生活を営むことに支障のある高齢者の方の社会参加や地域交流を促進するための補聴器の購入助成、また、家庭のごみ出しが困難な高齢者の方に対するごみ出しサポートなど、さまざまな施策を展開しております。

以上のことから、議員のご質問にある予約制乗合タクシーの利用券や、I C O C Aカードについての交付は、現在のところは考えておりません。しかしながら、令和6年9月定例会におきまして、ご承認いただきましたとおり、令和7年3月31日をもって、老人福祉センターの入浴施設を廃止することになりましたが、ご利用されている皆様からの浴場の廃止に伴う代替案のご要望もありますので、高齢者福祉の施策の中で、総合的に勘案し、検討させていただきたいと考えておりますので、何とぞご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

2番（吉村今日子） 議長。

議長（辰己圭一） 吉村議員、再質問を許します。

2番（吉村今日子）（登壇） 現在行っている高齢者向けの施策についてお聞きしました。入浴施設のことを含めて、町全体を見ながら検討していくということでした。ぜひとも前向きに検討いただきたいと思います。

入浴施設の利用券や割引券については、陳情書も出ておりますので、この件については全員協議会で議論することとなっておりますので、これで質問を終わります。

議長（辰己圭一） 1問目の質問は終了しました。

2番、吉村今日子議員の質問は以上をもって終結します。

これをもって一般質問を終結します。

これで本日の日程は全部終了しました。あしたから各委員会で審議を願うわけでございますが、各位にはよろしく願いいたします。

本日はこれで散会いたします。ご苦労さまでございました。

散 会 午後 3時41分